

一般災害編

第 1 章 災害予防計画

第 1 節 防災組織の充実

第 1 富士吉田市防災会議

1 設置の根拠

災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「災対法」という。）第16条

2 所掌事務

- （1）富士吉田市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- （2）市の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

3 防災会議会長及び委員

- （1）市長（会長）
- （2）市長が指名する関係地方行政機関の職員のうちから当該関係地方行政機関の長が指名する者（3人以内）
- （3）山梨県知事とその部内の職員のうちから指名する者
- （4）富士吉田警察署長又はその指名する職員
- （5）市長がその部内の職員のうちから指名する者（5人以内）
- （6）富士吉田市教育委員会の教育長
- （7）富士五湖広域行政事務組合富士五湖消防本部消防長又はその指名する職員
- （8）富士吉田市消防団長
- （9）市長が指名する関係公共機関及び関係地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者（10人以内）
- （10）自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうち市長が任命する者（7人以内）

資料編 ・ 富士吉田市防災会議条例（P 9） ・ 富士吉田市防災会議委員名簿（P 3）
--

第 2 富士吉田市災害対策本部（第2章第1節「応急活動体制」参照）

第 3 富士吉田市水防本部（第 2 章第28節「水防計画」参照）

第 4 富士吉田市地震災害警戒本部

地震対策編第 4 章第 2 節「東海地震観測情報、東海地震注意情報及び東海地震予知情報（警戒宣言発令）時の対策体制及び活動」に定めるところによる。

資料編 ・ 富士吉田市地震災害警戒本部条例（P 13）

第 5 自主防災組織

本市において、市民が「自分の住む地域は自分で守る。」という意識を持ち、自主的に防災活動に参加し、地域で助け合うことは、災害対策上重要である。

そのため、市は、市民に対し、広報紙やパンフレットの配布等を通じ、自主防災組織の活動の重

要性や役割の啓発に努める。

また、自主防災組織に対し、研修会等を実施しリーダーとなりうる防災士の養成を図るとともに、防災訓練の実施や資機材の整備等について支援及び助成を行う。

＜自主防災組織の活動内容＞

平常時	発災時
・災害時要援護者を含めた地域住民のコミュニティの醸成 ・日ごろの備え及び災害時の的確な行動等に関する防災知識の普及 ・情報収集・伝達、初期消火、避難及び救出・救護等の防災訓練の実施 ・消火用資機材及び応急手当用医薬品等の防災用資機材の整備・点検等	・初期消火の実施 ・情報の収集・伝達 ・救出・救護の実施及び協力 ・集団避難の実施 ・炊き出し及び救助物資の分配に対する協力 ・要配慮者の安全確保等 ・避難所の運営

資料編 ・富士吉田市自主防災会一覧（P 3）
・避難行動要支援者利用施設一覧（P 79）

第6 ボランティア

市は、社会福祉協議会等と連携し、災害時のボランティア活動が円滑に行われるよう、各種対策を推進する。

1 受け入れ体制の整備

災害発生時に社会福祉協議会においてボランティアの担当窓口を設置し、その活動が円滑に行われるよう体制の整備に努める。

2 ボランティアリーダー等の養成

ボランティア活動を組織的かつ効果的に進めるためには、その活動の中で指導的な役割を担うボランティアが必要である。そのため、研修会や講習会を通じてボランティアリーダー及びコーディネーターの養成に努める。

3 ボランティア活動の普及・啓発

市民、事業所等に対し、ボランティア活動の普及・啓発を行うとともに、学校教育においてボランティア活動の普及に努める。

第7 事業所

市内事業所は、従業員、利用者の安全を確保するとともに、災害の拡大を防止するため防災体制の強化を図る。

消防本部は、消防法（昭和23年法律第186号）第8条の規定により、学校、病院、大規模小売店舗等多数の人が出入りする施設における施設管理者に対し、防火管理者を選任し、消防計画の作成、各種訓練の実施、消防用設備の点検及び整備、出火の防止、初期消火体制の強化等を指導する。

また、複数の用途が存在し、管理権限が分かれている雑居ビル等の防災体制については、共同防火管理体制が確立されるよう指導するとともに、発災時には、事業所の共同防火管理協議会が中心となった防災体制がとれるよう指導する。

第2節 防災知識の普及に関する計画

自らの安全は自らが守るのは防災の基本であり、住民がその自覚を持ち食料・飲料水等の備蓄など、自らの身の安全を守るよう行動することが重要である。また住民が、災害時には初期消火や近隣の負傷者及び避難行動要支援者の支援、避難所で自ら行動、あるいは市の防災活動に協力するなど防災への寄与が必要となる。このため、県や市は、防災に携わる職員の資質を高めることと合わせて、住民に自主防災思想の普及を図っていく。

この際、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等要配慮者に十分配慮し、地域において要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

また、国及び地方公共団体は、「自らの命は自らが守る」という意識の徹底や、地域の災害リスクととるべき避難行動等についての住民の理解を促進するため、行政主導のソフト対策のみでは限界があることを前提とし、住民主体の取組を支援・強化することにより、社会全体としての防災意識の向上を図るものとする。

過去の災害の教訓を踏まえ、すべての国民が災害から命を守るためには、国民一人一人が確実に避難できるようになることが必要である。このため、地域の関係者の連携の下、居住地、職場、学校等において、地域の災害リスクや自分は災害に遭わないという思い込み(正常性バイアス)等の必要な知識を教える実践的な防災教育や避難訓練を実施する必要がある。

第1 富士吉田市防災の日

9月第1日曜日を「富士吉田市防災の日」とし市全体で防災について考え行動する日とする。

第2 防災教育

職員に対する防災教育として防災気象講習会、研修会、講演会等を開催し、災害時における的確な判断力の養成、あるいは防災上必要な知識及び技能の向上を図るとともに災害時における活動の手引書、ハザードマップ、パンフレット等を作成し、配布するよう考慮するものとする。

1 職員に対する防災教育

(1) 防災気象講習会

職員を対象とした防災気象についての講習会等を、甲府地方気象台と協力して実施する。

(2) 研修会

災害対策関係法令及びその他の法令の防災関係条項の説明、研究を行い、主旨の徹底と円滑なる運営を図るとともに、土木、水防、建築、防災、営農その他防災技術の習得を図る。

(3) 検討会

防災訓練と併せて検討会を開催し、災害時における業務分担等についての自覚と認識を深める。

(4) 見学、現地調査

防災関係施設、防災関係研究機関等の見学並びに危険地域等の現地調査を行い現況の把握

と対策の検討を行う。

(5) 印刷物

災害の原因、予防、応急対策その他必要な事項等をまとめた防災活動の手引きや、ハザードマップ、パンフレット等を作成し配布する。

2 学校教育における防災教育

災害の種類、原因についての科学的知識の普及並びに災害予防措置及び避難の方法等自主防災思想を浸透させるため、学校教育の全体を通じて防災意識の高揚を図る。教育方法並びにその内容は、次のとおりである。

(1) 教育課程内の指導

教育課程の中に災害の種類、原因、実態並びにその対策等防災関係の事項をとりあげ習得させる。

(2) 防災訓練

学校行事等の一環として防災訓練を実施し、学校、家庭、地域等における防災の実践活動、避難行動等について習得させる。

(3) 教育課程外における防災教育

防災関係機関、防災施設並びに防災関係の催し等の見学を行う。

3 社会教育における防災教育

生涯学習講座その他各種教育講座等において、その学習内容に防災教育を組み入れ、これの徹底を図る。具体的な教育内容としては、気象情報等の基礎知識、防災に対する一般的、個人的、集団的な心得の習得、防災関係機関や施設等の見学、パンフレットの配布又は講座、映画、テレビ、ラジオ、体験談等を素材として話し合い学習をすすめる等である。

4 主要事業所における防災教育

主要事業所等においては、防火管理者及び安全管理者をして防災教育の徹底を図るほか必要に応じて関係防災機関の職員が指導にあたる。

第3 一般市民に対する広報

防災知識の普及を図るため、市民に対しその時期に応じて防災行政放送、ラジオ、テレビ、新聞等の広報媒体を通じて広報し、また講習会等を開催する。

1 啓発の方法

- (1) 広報紙の活用（ハローページに掲載されている「レッドページ」の活用）
- (2) 防災行政放送、CATV、富士吉田市公式防災アプリ（以下「防災アプリ」）等の活用
- (3) 社会教育の場の活用
- (4) 県立防災安全センターの活用
- (5) 防災関係資料の作成、配布
- (6) 防災映画、ビデオ等の貸し出し
- (7) 防災出前講座の開催
- (8) 防災、気象情報の市ホームページへの掲載

2 啓発の内容

- (1) 防災に対する一般知識
- (2) 災害に備えた食料、救急用品、非常持出品等の備蓄・準備
- (3) 避難所等の避難対策に関する知識
- (4) 災害予防に関する事項
- (5) 住宅の耐震診断・補強、火気の始末等の地震に関する対策事項
- (6) 屋内、屋外における災害発生時の心得
- (7) 災害危険箇所
- (8) 防災訓練、自主防災活動の実施等

第4 県立防災安全センターによる防災知識の普及

県立防災安全センターでは、次のような展示室や訓練室等が整備されている。市は、市職員だけでなく、児童・生徒等の課外活動にも当該施設を活用し、また一般住民に対しては当該施設の周知、利用を推進し、防災知識の普及を図る。

展 示 室	地 震 体 験 コ ー ナ ー	震度1から7までの地震、過去に発生した主要な地震、今後発生が予想される地震を体験できるコーナー
	地 震 の 恐 怖	突発地震の際の体験装置
	燃 焼 の 経 過	アイロンの発火、燃焼拡大を学べる装置
	消 火 体 験 コ ー ナ ー	消火器を使った初期消火を体験できるコーナー
	情 報 提 供 コ ー ナ ー	各種防災関係情報を提供するコーナー
	耐震木造家屋建築模型	地震に強い家屋、家具取付け方法の模型
	119番通報・災害用伝言ダイヤル171体験コーナー	119番の通報体験と災害用伝言ダイヤル171の利用体験ができるコーナー
	亀裂断層発生システム	直下型地震と横ゆれ地震を組み合わせ、直下型地震の構造を学べる装置
	地 震 の メ カ ニ ズ ム	プレート理論を学べる装置
	地 球 儀	世界の地震分布、地球の内部を学べる地球儀
	Q & A	防災、消防等の知識を試す装置
	展 示 品	防災関連品
視 聴 覚 教 室		120人収容、ビデオ、映写装置等
図 書 、 相 談 室		400冊
訓 練 、 実 習 室		応急救急装置、消火実習、危険物爆発実験等

山梨県立防災安全センター	中央市今福991	055—273—1048
--------------	----------	--------------

第5 企業防災の促進

- ・企業は、災害時における企業の果たす役割（従業員及び顧客の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域住民への貢献、男女共同参画の視点を重視した対応等）を十分認識して、災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、事業継続マネジメント（BCM）の取り組みを通じて、推進に努めるものとする。特に、食料、飲料水、生活必需品を提供する事業者及び建設業者など災害応急対策等に係る業務に従事する企業は、関係機関との協定の締結や防災訓練の実施等の防災施策の実施に協力するよう努める。このため、県及び市は、こうした取組みに資する情報提供等を進めるとともに、企業の防災意識の高揚を図るため、さまざまな機会を捉え企業防災の必要性及び企業が地域コミュニティの一員として地域の防災活動を積極的に参加するよう、普及啓発、協力要請を行っていく。
- ・市、商工会・商工会議所は、中小企業等による事業継続力強化計画に基づく取組等の防災・減災対策の普及を促進するため、連携して、事業継続力強化支援計画の策定に努めるものとする。
- ・企業は、豪雨や暴風などで屋外移動が危険な状況であるときに従業員等が屋外を移動することのないよう、また、避難を実施する場合における混雑・混乱を防ぐため、テレワークの実施、時差出勤、計画的休業など不要不急の外出を控えさせるための適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

第3節 防災訓練に関する計画

複合的な災害を視野に入れ、災害発生時又は発生のおそれがある場合に迅速適切な災害応急対策が実施できるように体制の整備強化と関係機関等との有機的な連絡調整を図り、技術を向上させるとともに住民に対する防災知識の普及を図ることを目的として訓練を行うものとする。また、訓練の実施に当たっては、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦などの要配慮者に十分配慮し、要配慮者を支援する体制が整備されるよう努めるとともに、被災時の男女ニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努めるものとする。

大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、関係機関と連携して、実践型の防災訓練を実施するよう努めるものとする。

また、新型コロナウイルス感染症を含む感染症の拡大のおそれがある状況下での災害対応に備え、感染症対策に配慮した避難所開設・運営訓練を積極的に実施するものとする。

なお、訓練後には事後評価を行い、課題を明らかにするとともに、必要に応じて改善を行う。

第1 防災訓練の実施機関等

- (1) 市防災関係機関
- (2) 自主防災組織、ボランティア組織
- (3) 事業者
- (4) 民間団体等及び地域住民

第2 個別訓練

1 避難訓練

- (1) 学校、病院、工場、事業所、スーパーマーケットその他消防法（昭和23年法律第186号）による防火対象物の管理者は、避難訓練を行い、人命、身体を災害から保護するように努めるものとする。
- (2) 防火管理者を置かない程度の施設の管理者も(1)に準じて行うものとする。
- (3) 外国人、観光客、障害者などの要配慮者に対しても、必要な対策を講ずるよう努めるものとする。
- (4) 学校等（保育園を含む。）においては、次のことに留意するものとする。

ア 災害の種類や規模、発生時間など、様々な場面を想定し、地域の自主防災組織等と連携するなどして訓練を実施する。

イ 実施の回数は、年間を通じて季節や他の安全指導との関連及び生徒等の実態を考慮して決定する。

ウ 人命、身体の安全の確保を基本とする。

2 非常通信訓練

災害発生時における有線通信の途絶等の事態に備え、非常通信の円滑な運用を図るため、次により非常通信訓練を実施するものとする。

- (1) 参加機関
市、県及び山梨地区非常通信協議会
- (2) 実施時期及び実施方法
関係機関の協議によりその都度定めるものとする。

3 自主防災組織訓練

各自主防災組織や事業所等の自主防災組織が計画に従い自主的に訓練を行う。また、市及び県の訓練に参加する。訓練を行うにあたっては、防災関係に従事する市職員を派遣して、初期消火に対する訓練や避難、救護、炊き出し等を指導し、被害を最小限に防除し得るよう努める。市は自主防災組織、事業所等の行う訓練に対し、必要な助言と指導を行う。

4 水防訓練

指定水防管理団体である本市は、年1回以上県水防指導員の指導により、区域内の消防関係機関及び水防に関係する職員を動員して、水防訓練を行うものとする。また、年1回富士・東部建設事務所吉田支所の職員とともに河川堤防その他水防に関係ある工作物を巡視し、水防に対し万全を期することとする。

5 防疫訓練

(1) 職員の訓練

常に防疫作業の習修を図り、随時防疫演習を行い、被害の軽減に努めるものとする。

(2) 機材器具等の整備

必要な器具、機材等は計画的に整備し、随時点検を行い、いつでも使用できるよう保管する。

6 消防訓練

消防関係機関は、消防に関する訓練の実施のほか、必要に応じて消防機関相互の合同訓練を行い、また他の避難訓練と併行して行うものとする。

(1) 実施時期

火災の起こりやすい季節又は訓練効果のある適当な時期に実施する。

(2) 実施場所

火災のおそれのある地帯又は訓練効果のある適当な場所を選んで行う。

(3) 実施方法

あらかじめ作成された火災想定により、訓練場所に最も適した消火活動その他関連活動を実施する。

第3 総合防災訓練

第1に掲げる組織が図上又は現地における総合的な訓練を実施する。

1 実施時期及び実施場所

毎年9月1日の「防災の日」に合わせ9月第一日曜日を「富士吉田市防災の日」とし、訓練を実施するが、止むを得ない事情が生じた場合は、関係機関の協議により、最も訓練効果のある時期を選んで地震、風水害等を想定し、各地域において実施するものとする。

2 実施内容

関係機関との協議により、その都度要綱を定めて実施する。

3 訓練重点事項

災害警備、情報通信連絡、災害対策本部設置・運営、避難、救出・救護、消防、水防、救援物資輸送・調達、防疫・給水、応急復旧、炊き出し、自主防災組織・事業所の対策等

第4 土砂災害に対する防災訓練

土砂災害防止法に基づく「土砂災害警戒区域等」の指定がされている区域において、警戒避難体制や情報伝達体制の検証をし、また、土砂災害の危険性を含め住民の災害に対する防災意識の高揚を図るため、土砂災害に対する防災訓練を実施する。

第5 国、県との連携

国、県その他の機関が実施する訓練には積極的に参加し、相互の連絡を密にするとともに大災害発生の際の混乱と被害を最小限に防除し得るよう努める。

第4節 防災施設・資機材の整備計画

災害応急活動に必要な通信、避難、消防、水防等に係わる施設、設備の整備を次のとおり推進する。

第1 通信連絡設備の充実

災害時における各種情報の収集伝達等を迅速かつ的確に行うため、専用電話設備等の有線通信設備及び防災行政放送等の通信施設の一層の充実を図る。

施設の概要は、本編第2章第5節「災害通信計画」のとおりである。

第2 倉庫等の充実

援助物資等の備蓄倉庫については、耐火・耐震構造とするとともに、水防資材の備蓄倉庫については、現場到着時間、危険箇所との距離等を考えて配置するものとし、それら自体が被災することのないよう構造についても十分考慮するものとする。

資料編 ・ 市防災倉庫一覧（P80）

第3 避難所

災害時における被災者の避難場所をあらかじめ選定しておくものとする。避難場所の選定にあたっては、避難地については、災害に対し安全な公園広場などをあて、避難所については、災害に対し安全な施設であることはもとより、給食施設を有するものか、又は比較的容易に搬入給食し得る場所を選定するよう考慮するものとする。

資料編 ・ 指定緊急避難場所・指定避難所一覧（P75）

第4 資機材、物資の整備、点検

- 1 停電時等に備え、発電機や移動式蓄電池システム等の資機材の整備を推進する。
- 2 点検整備は、各自主防災会にあっては防災会長、各施設（機関）・各事業所にあっては施設責任者が、消防団にあっては各分団長が当たり、必要に応じて点検責任者を定める。点検責任者は、点検整備計画を作成し、これに基づいた定期的な点検整備を実施する。
- 3 点検を要する主たる資機材は、備蓄資機材、救助用資機材及び医薬品、消防用資機材及び施設、防疫用資機材、給水用資機材、備蓄食料、たん水防除用資機材、災害警備活動用資機材、等とする。
- 4 資機材及び機械類の点検実施内容

資 機 材	機 械 類
1 規格ごとに数量の確認	1 不良箇所の有無及び故障の整備
2 不良品の取替	2 不良部品の取替
3 薬剤等の効果測定	3 機能試験の実施
4 その他必要な事項	4 その他必要な事項

第5節 火災予防計画

市は、火災による被害から住民の生命及び財産を守るため、消防力の充実強化及び消防用水利の整備等を推進すると共に、出火、延焼拡大予防のための防火指導の徹底を図る。

第1 消防力の充実強化

1 自治体消防力の充実強化

(1) 消防組織の充実強化

市は、消防施設・設備の拡充強化に努めるとともに、地域消防の要である消防団組織の充実強化を図るものとする。また、自主防災組織との連携を強め初期消火を徹底し、火災の延焼防止を図るものとする。

更に、消防職員の増員と設備の強化を図るとともに消防団との連携を強化し、消防体制の充実を図るものとする。

その際、女性消防団員についても、その能力が発揮できるような環境整備に配慮する。

本市における消防業務のうち常備消防は、1市2町3村で構成する富士五湖広域行政事務組合（以下「消防本部」という。）で共同処理を行っている。

資料編 ・ 消防力の整備状況（P70）

(2) 消防施設等の整備強化

家庭及び各事業所においては初期消火活動が十分発揮できるよう、消火器や可搬式小型動力ポンプ等を整備する。また、市及び消防本部においては「消防力の整備指針」「消防水利の基準」に基づき、計画的な消防施設等の整備強化に努める。さらには、大規模災害時に被害を最小限に食い止め、発災直後の初期消火活動や救助活動を円滑に進めるため、施設の耐震化にも努める。

(3) 職員及び消防団員の教育訓練

市は普通救命講習など講習機会を提供し、職員及び消防団員等の応急手当普及員の養成に努める。

2 地域の自主防災組織の整備強化

(1) 市は、自主防災組織の育成、強化を図り、組織の核となるリーダーに対して研修を実施し、これらの組織の日常訓練の実施を促すものとする。

(2) 市は、平常時には自主防災組織の研修、訓練の場となり、災害時には避難、備蓄等の活動の拠点となる施設の整備を図るとともに、救助救護資機材の充実を図るものとする。

(3) 防火対象物の関係者は、自衛消防組織を整備充実させ、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献等を十分認識し、災害時行動マニュアルの作成、防災対策の整備、防災訓練等を実施し、防災活動の推進を図る。

3 広域消防応援体制の確立

ア 災害発生時には、災害関係機関相互の連携体制が必要である。

市は、県内市町村間等で締結している相互応援協定の内容充実を図る。

イ 市は、消防の応援について、近隣市町村及び消防本部間等による協定の締結促進を図るなど、消防相互応援体制の整備に努める。また、緊急消防援助隊を充実強化するとともに、実践的な訓練等を通じて、人命救助活動等の支援体制の整備に努めるものとする。

4 市消防計画の確立

市は、消防機関が大規模地震災害に対処できるよう、組織及び施設の整備拡充を図るとともに、消防活動の万全を期することを主眼として

- (1) 消防力等の整備
- (2) 防災のための調査
- (3) 防災教育訓練
- (4) 災害の予防、警戒及び防ぎょ方法
- (5) 災害時の避難、救助及び救急方法
- (6) その他災害対策に関する事項を大綱とした市消防計画を策定し、毎年検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正するものとする。

5 自然水利等の利用

- (1) 河川、堀、池等の自然水利及び井戸、プール等も消防水利として活用できるように調査を行っておく。
- (2) 河川をせきとめての消防水利は、消防団及び各自主防災会において確保するものとし、必要に応じ標識等により表示しておくこととする。

第2 火災予防対策の強化

1 建築同意制度の効果的活用

消防本部は、建築物を新築、増築等計画の段階で防火防災の観点からその安全性を確保できるよう、建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条に基づく建築確認申請と同時に消防法第7条に基づく建築同意制度の効果的な運用を行い、建築面から火災予防の徹底を図るものとする。

2 一般家庭に対する指導

市は、自主防災組織等各種団体を通じて、一般家庭に対して消火器具、消火用水及び防火思想の普及徹底を図るとともに、これらの器具等の取扱い方法を指導する。

また、初期消火活動の重要性を認識させ、火災発生時における初期消火活動の徹底と、防災訓練への積極的参加促進を図るものとする。

3 防火対象物の防火体制の推進

消防本部は、次の措置を行い、防火対象物の防火体制を推進する。

- (1) 不特定多数の者が利用する防火対象物は、火災が発生した場合の危険が大きい。このため、消防法に規定する防火対象物について防火管理者を必ず選任させるものとする。
- (2) 防火管理者に対して消防計画を策定させ、防火訓練の実施、消防用設備等の整備点検及び火気使用等について指導を行うものとする。

4 予防査察の強化

消防法第4条の規定により、消防本部は、防火対象物の計画的予防査察を行い、実態を把握するとともに、防火安全対策について適切な指導を行う。また、管轄内の荒廃地、空家等の関係者に対し、防火管理の万全を期するよう指導するものとする。

5 危険物等の保安確保の指導

消防本部は、消防法の規定を受ける危険物施設等の所有者に対し自主保安体制の確立、保安要員の適正な配置、危険物取扱従事者等に対する保安教育を計画的に実施し、当該危険物等に対する保安の確保に努めるよう指導するとともに、これらの施設等について必要の都度、消防法の規定により立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行うものとする。

6 防火防災思想、知識の普及

防災関係機関、関係団体等の協力を得て、火災予防週間及び防災週間を始め消防関連行事のあらゆる機会を通じ、防火防災思想並びに知識の普及に努める。

第3 消防相互応援協定

市は、資料編に掲げるとおり消防相互応援協定を締結している。したがって、災害時には協定に基づき迅速に応援要請ができるよう連絡体制の整備に努める。

第4 林野火災予防対策

本市の林野面積は、市域の約34パーセントを占めておりそのほとんどは極めて急峻な地形となっており、林野火災が発生すれば、林野の焼失はもちろん、人家への延焼等大きな被害に発展する可能性も大きいので、その予防活動と消防活動が適切に実施できるよう計画するものである。

1 林野火災予防思想の普及、啓発

市及び消防本部は、市民の林野に対する愛護精神の高揚、火災予防思想の普及啓発に努めるとともに、林野のパトロール強化、防火施設の整備等林野火災防止対策を推進する。

また、火災警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに、林野火災の多発する時期には横断幕、広報、ポスター等有効な手段を用いて、市民に強く周知徹底を図る。

2 林野所有（管理）者に対する指導

市及び消防本部は、林野所有（管理）者に対し、防火線の設置、森林の整備、火災多発期における巡視等を積極的に行い、林野火災の予防対策の確立に努めるよう指導する。

3 林野火災消防計画の確立

市は、防災関係機関と緊密な連絡をとり、林野火災消防計画の確立を図るものとし、計画の作成にあたっては森林の状況、気象条件、地理、水利の状況、森林施業の状況等を調査検討のうえ次の事項等について計画するものとする。

(1) 防火管理計画

ア 特別警戒区域

イ 特別警戒時期

4 監視体制の強化

市は、林野火災の発生のおそれがあるときは、監視等を強化するとともに、次の予防対策を推進する。

(1) 火災警報

気象状況等が火災予防上危険であると認めるときは、火災に関する警報の発令、地区住民及び入山者への周知等必要な措置をとる。市民及び入山者への火災警報の周知は、打鐘、サイレン等消防信号を活用するほか、広報車による巡回、市防災行政無線等により行う。

(2) 火入れの制限

火入れによる出火を防止するため、森林法に基づき時期、許可条件等について十分調整する。また、火入れの場所が隣接市町村に近接するときは、関係市町村に通知する。

(3) たき火等の制限

気象条件によって入山者等には火を使用しないように指導する。また、火災予防条例等に基づき、期限を限って一定区域内のたき火、喫煙を制限する。

5 予防施設、資機材等の整備

市、消防本部及び関係機関は、防火水槽の設置や自然水利の活用を検討するとともに、消火作業用資機材の確保、消火薬剤等の備蓄を推進する。

6 自衛消防組織の確立

森林組合及び恩賜県有財産保護組合等森林所有（管理）者は、相互に連絡を密にするとともに、市と密接な連絡をとり、管理する森林の火災予防及び火災発生時における消火体制等につき、あらかじめ消防計画を策定し、自衛体制の強化を図るものとする。

7 防火思想の普及

市は、防災関係機関の協力を得て、一般住民並びに入山者に対し、林野火災予防行事等を利用して森林愛護と防火思想の普及徹底を図るものとする。

(1) 予防運動の実施

(2) ポスター、警報旗、懸垂幕等の掲示

(3) テレビ、ラジオ、新聞等による啓蒙宣伝

(4) チラシ、パンフレットによる啓蒙宣伝

8 応援体制

林野火災が拡大する恐れがある場合には、近隣の市町村に対する応援体制も含めて対策を強化し火災拡大の未然防止を図る。特に県消防防災ヘリコプターによる応援の要請を積極的に検討する。

第6節 風水害等災害予防計画

平常時より危険個所の調査を行い、がけ崩れ等の危険が予想される個所を把握するとともに住民へ周知し、崩壊防止工事の実施等、関係機関と緊密な連絡を保ち、被害を未然に防止あるいは最小限にとどめるよう努めるものとする。

第1 山地の災害予防対策

1 山地災害の未然防止

集落周辺の山地災害を未然に防止するため、崩壊の可能性のある山地又は荒廃の兆しのある溪流等に対し、治山、砂防、林地崩壊、小規模山地崩壊防止事業等の予防治山事業を県に働きかけ、災害防止の推進を図る。

特に、福祉施設、病院、幼稚園等「要配慮者関連施設」周辺の山地で、山地災害の危険性のある箇所については、山地災害の予防対策として積極的に県に要請する。

資料編 ・ 山地災害危険地一覧（P33）

2 荒廃山地等の復旧

山崩れを起こした崩壊地、浸食されたり異常な堆積をしている溪流等に対し、復旧治山事業総合治山事業等を推進し土砂崩壊、流出による下流の災害の防止を図る。

第2 河川対策

1 河川の整備

河川の重要水防区域等に対し、関係機関と連携、協力し、河川構造物の整備、改修を推進する。

2 水防体制の強化

(1) 洪水などの災害から守り、市民が安心して生活できるようにするため、中小河川における河川改修など適正な管理を進めていくとともに、出水の早期予知や災害時の状況把握に必要な正確な情報を収集し、市民へ迅速に連絡ができるよう、市内に設置されている雨量観測所や水位観測所からの情報収集体制の確立、また関係団体との連絡体制の確立を図る。

(2) 水防倉庫の整備及び保守点検、水防用資機材の点検・補充、また、水防訓練を通じた水防意識及び水防技術等の向上を図る。

(3) 暴風雨時の危険を事前に察知し被害の拡大を防ぐため、平常時に予想される危険区域を巡視し、異常箇所等の把握に努める。

資料編 ・ 重要水防区域一覧（P33） ・ 雨量観測所及び水位観測所（P71）
--

第3 土石流対策

最近の災害の特徴として、一見安定した河状、林相を呈している平穏な溪流が、異常な集中豪雨により、一たん土石流が発生すると、兩岸を削られ、堆積土砂を押し流して、下流の人家集落に多量の土砂を堆積させ、災害を起こす例が多い。

本市にも土石流危険溪流として指定されたものが存在する。これらの溪流については、県に要請して積極的に砂防事業を推進する。

土石流が発生し、又は発生するおそれがある場合における避難収容可能施設、避難者の誘導及び自主判断による避難について次のとおり定めるものとする。

1 避難者の誘導

避難誘導に当たる者（以下「誘導員」という。）は、次の点に留意し、避難者を安全に避難させる。

- (1) 避難経路途中に危険な箇所があるときは、明確な標示を行い避難に際し予め関係住民に伝達する。
- (2) 特に危険な箇所や避難路については、警察官、消防署職員、消防団員等の誘導員を配置し、避難中の不慮の事故を防止する。
- (3) 夜間においては、照明器具携行の誘導員を配置する。
- (4) 最悪の場合は、誘導ロープにより安全を確保する。
- (5) 誘導員は出発、到着の際には人員の点検を適宜行い、途中の事故防止を図る。
- (6) 避難場所が遠い場合等には、適宜車両にて避難者の輸送を行う。なお、輸送中の安全については十分に配慮する。
- (8) 老幼者、病人等の保護を要する者の安全には特に配慮する。

2 自主判断による避難

市は、停電、機器の故障のため市と関係地区との情報伝達が途絶えた場合でも、次のような状況あるいは兆候の発生が認められたときには、関係住民の自主判断による避難が速やかに実施されるよう、関係住民を指導する。

- (1) 立木の裂ける音が聞こえる場合や巨礫の流れが聞こえる場合
- (2) 溪流の流水が急激に濁りだした場合や流木等がまざりはじめた場合
- (3) 降雨が続いているのにもかかわらず溪流の水位が急激に減少しはじめた場合（上流に崩壊が発生し、流れが止められている危険があるため）
- (4) 溪流の水位が降雨量の減少にもかかわらず低下しない場合
- (5) 溪流の付近の斜面において落石や斜面の崩壊が生じはじめた場合やその兆候が出はじめた場合、これらの溪流については、県に要請して積極的に砂防事業を推進する。

資料編 ・ 土石流危険溪流一覧（P35）

第4 急傾斜地崩壊防止対策

本市は地形的、地質的に崩れやすい地域が多く、そのうち急傾斜地付近に存在する人家も多いので、豪雨の際の急傾斜地の崩壊による人的、物的被害の発生が予想される。

そこで、次の対策を推進する。

1 危険箇所の巡視等の強化

市は、豪雨の際、事前に適切な措置がとれるよう随時巡視を実施し、必要に応じて危険箇所の土地の所有者、管理者、占有者に対し、防災工事を施す等の改善措置をとるよう強力に指導する。

2 急傾斜地崩壊危険区域の指定

本市には、資料編に掲げるとおり、急傾斜地崩壊危険区域、急傾斜地崩壊危険区域指定箇所、急傾斜地崩壊危険箇所がある。このうち急傾斜地崩壊危険区域指定箇所は、急傾斜地の崩壊によ

る災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）に基づく指定箇所である。

市は、崩壊の恐れのある地域について県に意見提出し、急傾斜地崩壊危険区域としての指定を受ける。

なお、指定された地域は建築基準法第39条に基づく災害危険区域として併せて指定される。

資料編 ・ 急傾斜地危険区域一覧（P 35）

3 警戒避難体制の整備

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づくがけ崩れ等による災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、情報の収集、避難等については、本編第2章第4節「予報及び警報等の伝達計画」、同章第12節「避難計画」によるものとする。なお、職員の配置については、第2章第2節「職員の配備及び動員計画」によるものとする。

4 急傾斜地の崩壊に対する知識の普及

市は、警戒区域の住民に対し、急傾斜地の災害の予防対策に対する事項、急傾斜地に係る法令等に関する知識の普及を図る。

第5 土砂災害予防対策と警戒避難体制

1 土砂災害予防対策

集中豪雨等の急傾斜地の崩壊、土石流等から生命及び財産を守るため、土砂災害のおそれのある区域を把握し、警戒避難体制を整備するとともに、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業などの対策事業を推進する。

2 警戒避難体制の整備

市は、警戒避難体制に関する事項を次のとおり定める。

(1) 避難指示等発令基準

避難指示等の発令にあたっては、大雨時の避難そのものに危険が伴うこと等を顧慮し、台風等による豪雨や暴風の襲来が予測される場合には早期に発令するなど、発令の基準となる情報を参考に、総合的に判断する。発令の基準となる情報については、本編第2章第12節「避難計画」によるものとする。

(2) 警戒避難体制

市職員及び消防団員は危険区域の警戒巡視を行い、自治会長等との連絡を密にするとともに、住民等に対し避難準備を行うよう広報する。また、市長は必要に応じて災害対策基本法第56条に規定する警告、第59条に規定する事前措置及び第60条に規定する避難指示等の措置を講じる。

(3) 警戒措置

梅雨・台風時季等には、急傾斜地崩壊危険箇所等について、雨水の排除に努めるとともに、常時巡回を実施し地勢の変化や湧水に注意する。

また、土石流危険渓流についても巡回を行い、渓流の流れ方や上流の状況に注意し、異常が発見された場合は警戒体制を整え、必要に応じて市長は避難について指示するものとする。

(4) 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

ア 土砂災害警戒区域の指定

県は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防災対策の推進に関する法律（以下「土砂災害防止法」という。）に基づき、基礎調査を実施し、土砂災害警戒区域等を指定する。

イ 土砂災害警戒区域における警戒避難体制の整備、ハザードマップの公表

市は、警戒区域の指定があったときは、当該区域ごとに次の事項について定める。

(ア) 土砂災害に関する情報の収集及び伝達

(イ) 土砂災害に関する予報又は警報の発令及び伝達方法

(ウ) 避難、救助その他当該警戒区域における土砂災害を防止するために必要な警戒避難体制

なお、土砂災害警戒情報の発令及び伝達、情報の収集、避難等については、本編第2章第4節「予報及び警報等の伝達計画」、同章第12節「避難計画」によるものとする。職員の配置については、第2章第2節「職員の配備及び動員計画」によるものとする。

ウ 土砂災害警戒区域に関する知識の普及

市は、危険な箇所に居住する地域住民に対し、円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を周知するため、これらの事項を記載したハザードマップなど、印刷物の作成・配布等必要な措置に努める。

資料編 ・ 土砂災害警戒区域、特別警戒区域一覧（P 36）

エ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への避難確保計画及び避難訓練の推進

市は、土砂災害防止法に基づき、土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設の所有者または管理者に対し、避難確保計画の作成及び避難訓練の実施を推進し、施設利用者の円滑かつ迅速な避難の確保を図る。この際、関係部局等と連携して積極的な支援を行う。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設は、次のとおりとする。

	施設名称	住 所
1	社会福祉法人富士ハイム作業所	向原2-12-27
2	富士吉田市立第三保育園	下吉田東2-14-21
3	富士養生館デイサービス平山	大明見2-44-26
4	富士吉田聖ヨハネケアビレッジ 第一ホーム、第二ホーム	上暮地2843-4

第7節 農林災害予防計画

農林施設の改修を実施し、施設の増強を図ることで災害を未然に防止あるいは軽減するための計画とする。

第1 農業対策

1 農業施設

市は、常に施設の巡視点検に努め、施設の適切な維持管理を図るとともに、現地の状況を的確に把握し、地震及び大雨等の際には関係機関と連絡を密にし、協力体制をとる。

(1) 農道

道路の崩壊等危険箇所を把握するとともに側溝及び法面の整備を図る。

(2) 農地保全

急傾斜又は特殊土じょう地帯の農地、主として樹園地や畑作地帯の基盤を整備し、降雨による土じょうの流亡や崩壊を防止する。

(3) 農用施設

ハウス、農舎、共同利用施設等について、最小限に災害を防止するための技術対策資料の提供や補強の指導を行うものとする。

2 農作物に対する措置

農産物の災害予防については、「山梨県農業災害対策要領（令和2.4.1改正）」に基づくものとする。気象災害（凍霜害、強風、干ばつ、大雨、日照不足、大雪など）の予防については、山梨県や関係機関と連携し、気象情報の発信や農作物別・気象情報に応じた技術対策資料の提供や指導を行うものとする。

3 家畜に対する措置

畜産施設、特に家畜舎の骨組みを強化するとともに、病気の防疫（予防接種など）を徹底しておく。なお、災害発生時には飼料確保が困難なので事前に十分確保しておくことに留意する。

第2 林業対策

1 林業対策

林道並びに治山施設の災害を防止するため、治山施設及び林道施設をあらかじめ調査、補強を行う等適正措置をとるものとする。

2 林地保全

森林は無立木地に比較して、保水力が大きいのが、その取り扱い如何によっては、その機能を喪失し、林地荒廃の原因にもなり得るので、その林地に順応した適正な森林整備を図り、災害の未然防止を期するものである。

第8節 建築物災害予防計画

建築基準法、消防法などに基づく構造・設備、防火対象物の位置・消防用設備等の規制により、防災的建築物への誘導を図る。また、これらの法律に基づいた立入検査等により、構造・設備などの維持管理についても災害予防の徹底を図る。

さらに、居住者などの建築物利用者に、防災教育や通報・消火及び避難の訓練を実施することにより、人命の保護と建築物の安全管理に対する啓蒙を図る。

第1 建築物の不燃化

1 防火、準防火地域の指定

木造住宅や飲食店等が密集している地区は、火災による大きな被害が発生するおそれがある。本市においては、富士急行富士山駅周辺から宮川橋にかけての国道139号線沿い、いわゆる本町通り境界の市街地約42haが準防火地域に指定されているが、今後にも必要に応じ、防火地域、準防火地域の指定を拡大し、耐火建築物、準耐火建築物又は防火構造の建築物の建築を促進する。

2 市営住宅の不燃化

市は、市営住宅の不燃化及び既存木造市営住宅の耐火構造への計画的な建て替えを図り、不燃化を推進する。

第2 公共施設災害予防計画

1 老朽建物の改築促進

災害時に災害対策本部が設置される市役所、不特定多数の者が集まる公共施設、災害時に避難所が開設される学校等については、計画的に調査を実施し、県の整備計画に合わせて、必要な補強等を行い、あるいは改築を検討するものとする。

改築にあたっては、鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の耐震耐火構造建物の建設の促進を図る。

2 建物以外の施設の補強及び整備

建物以外の施設については次の措置を行い、災害の防止に努める。

- (1) 国旗掲揚塔、野球用バックネット等の著しく高いもの又は容量の大きいものは、その安全度を常時確認し、危険と認められるものは必ず補強工事を実施する。
- (2) 移動又は飛散しやすい機械・器具等は、常時格納固定できるようにする。
- (3) 消防施設等の整備に努め、常時使用可能な状態にしておく。
- (4) 定期点検及び臨時点検を実施して、要補修箇所は補修又は補強して災害の防止に努める。

第3 建築基準法等に基づく建築物等の規制による推進

市は、建築物の敷地、構造及び用途等が建築基準法および関係規定に適合するよう建築指導業務を通して適法建物の推進および建築物の安全管理に対する啓蒙をおこなうことで、防災的なまちづくりの実現を図る。また、山梨県（特定行政庁）と連携し、非防災的建築物等の建築の防止に努める。

第4 防災査察

消防本部は、旅館、病院等不特定多数の人の用に供する特殊建築物へ定期的に防災査察を実施し、建築物の安全性の維持と災害予防を図る。

第9節 文化財災害予防計画

第1 保護の対象

市内にある国、県、及び市により指定された文化財は、有形、無形及び自然的人文的と広範にわたる。なお、市内の保護対象文化財は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 文化財一覧（P131）

第2 文化財保護対策

文化財保護法（昭和25年法律第214号）、山梨県文化財保護条例（昭和31年条例第29号）及び富士吉田市文化財保護条例（昭和51年条例第59号）により、所有者及び管理者に対し、管理の責任を義務づけて、管理及び修理の補助、勧告等をなし、市民の郷土の文化遺産に対する認識を高めるとともに、文化の向上発展に貢献することとする。

また、所有者及び管理人の変更、指定物件の滅失、き損、亡失、盗難あるいは指定物件の現状の変更等の場合は、国指定文化財については文化庁に、県指定文化財は県教育委員会に、市指定文化財は市教育委員会に届け出るものとする。

第3 文化財の防災施設

火災の早期発見を目的として、自動火災報知設備を計画的に促進する。また、各文化財の周辺の水利状況、道路状況、消防体制の状況等により防火貯水槽、消火栓、避雷針等消火設備の促進を図る。これら指定文化財の防災施設については、所有者及び管理者の申請に基づき、予算の範囲内で補助金を交付する。

なお、補助金の率は、国指定では50%から85%、県指定文化財では1／2以内とする。

第4 文化財災害予防計画及び対策

文化財の防災施設の実施計画や対策は関係法令及び富士吉田市文化財保存活用地域計画に基づき、所有者、管理者の事情を考慮して、消防用設備や消火、避難及びその他風水害等の災害に対する訓練を、消防本部や消防団の指導・協力により行うとともに、所有者の教育を実施するものとする。

第 10 節 特殊災害予防対策計画

第 1 火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の災害予防対策

市は、火薬類、高圧ガス、危険物、毒物劇物の爆発、漏えい等による災害の発生を未然に防止するため、防災関係機関と相互に連携を図り、次のとおり予防対策を推進する。

1 保安思想の啓発

災害の未然防止のため、関係法令遵守の徹底を図るとともに、次の計画を実施する。

- (1) 各種の講習会及び研修会の開催
- (2) 災害予防週間等の設定
- (3) 防災訓練の徹底

2 検査及び指導の実施

各施設の維持や技術基準に従った作業方法が遵守されるよう、規制及び指導を行うものとする。

- (1) 製造施設、貯蔵所等の保安検査及び立入検査の実施
- (2) 関係行政機関との緊密な連携
- (3) 各事業所の実状把握と各種保安指導の推進

3 自主保安体制の充実

防災関係機関は、自主的に保安体制の充実に取り組み、保安体制の自律的確保の精神を醸成するものとする。

- (1) 取扱責任者の選任
- (2) 防災資機材の整備及び化学消火薬剤の備蓄
- (3) 自衛消防組織の整備
- (4) 隣接事業所との相互応援に関する協定締結の促進

4 消防体制の整備

市は、消防職員、消防団員の確保と資質の向上を図るとともに、化学消防自動車等の整備に努め、化学消防力の強化を図る。

第 2 ガス事業施設の災害予防対策

1 ガス小売事業者、一般ガス導管事業者、特定ガス導管事業者及びガス製造時業者は、災害の無全防災のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。

- (1) ガス事業法による保安規程に基づき、関係者の教育及び訓練
- (2) ガス工作物の工事・維持・運用に際しては、ガス事業法の技術基準に適合するよう法令及び規程に基づいた巡視点検及び検査
- (3) 他工事によるガス導管等の損傷を防止するため、他工事業者と導管等の保護について協議を行い、必要に応じて保安に関する協定を締結

ガス事業者と他工事業者による、別に定める「他工事協議・巡回立会い要領」に基づく他工事現場の巡回、立ち会い

- (4) 一般ガス導管事業施設設備の新設にあたっては、耐震性のある資機材の使用及び十分な基礎工事を施し、軟弱地盤にあつては地盤改良を行うなど、耐震性の万全化
 - (5) 高中圧ガス導管については、緊急、遮断弁、緊急放散設備等の保安設備を増強
 - (6) 経年埋設管等耐震性の低い導管については、耐震性の高い導管に順次切り替え
 - (7) 災害その他非常の場合、被害の防止、軽減並びに迅速な復旧のための体制を確立し人員、器材を整備
 - (8) ガス漏えい及び導管事故等の未然防止とその拡大防止のため、ガス使用者からの通報の受付連絡並びに状況に応じて緊急な出動ができるよう、別に定める「ガス漏洩及びガス事故処理要領」により、機器、体制の整備並びに関係者を教育・訓練
- 2 ガス小売事業（旧簡易ガス）は、災害の未然防止のため、保安意識の高揚等を図るとともに、次の対策を実施するものとする。
- (1) ガス施設については、ガス事業法（昭和29年法律第51号）による保安規程（旧簡易ガス）に定める検査又は点検基準に基づく保安点検を実施
 - (2) 緊急遮断弁の設置促進及び感震器との連動化
 - (3) 特定製造所の耐震化の促進及び容器等の転倒防止措置の強化
 - (4) ガス使用者に対して震災時の知識普及
 - (5) 地震防災に係る訓練の実施
- 3 県及び市町村は、ガス事業者と協力して、次の対策を実施するものとする。
- (1) 災害予防の知識の啓発
 - (2) 消費施設の改善及び安全装置付器具、ガス漏れ警報器等各種安全装置類の普及
 - (3) ガス漏れ事故が発生し、又は発生するおそれのあるとき、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対する避難のための立退の勧告又は指示

資料編 ・ 高圧ガス関係事業所一覧（P71） ・ 山梨県高圧ガス地域防災協議会 防災事業所一覧（P71）

第 1 1 節 情報通信システム整備計画

災害の予防及び応急対策を実施する上で必要な情報の収集・伝達を円滑かつ確実に行うため、I C T、Lアラートをはじめとする、情報通信システムの整備を着実に行う。

また、災害時に、災害情報の受伝達を実施する、情報システム部門（ICT部門）において、災害や事故を受けても、重要業務をなるべく中断させず、中断してもできるだけ早急に復旧させるための計画の整備を早急に行う必要がある。

※ICT とは、Information and Communication Technology（インフォメーション・アンド・コミュニケーション・テクノロジー）の略である。日本語では一般に”情報通信技術”と訳される。

※「Lアラート（災害情報共有システム）」とは

コンピューターと通信技術を統合した情報技術およびその利用形態で、安心・安全に関わる公的情報など、住民が必要とする情報が迅速かつ正確に住民に伝えられることを目的とした情報基盤です。住民はテレビ、ラジオ、携帯電話、ポータルサイト等の様々なメディアを通じて情報を入手することが可能になります。

第 1 市防災行政放送システム（緊急情報伝達システム）の整備

市は、市本部、防災関係機関及び災害現場等との間の通信を確保するため、市防災行政放送を設置・配備している。

通信設備の正常な機能維持を確保するため、定期的に保守点検を実施するとともに、通信機能の確認及び通信運用の習熟を図るため通信訓練を実施して、非常災害発生に備えるものとする。

また、定期的に子局の保守点検を行い、老朽化等に伴い放送に支障が生じる場合等については更新等の措置を講じるとともに、人口の増減など社会的条件の変化に応じた適正配置を図る。

資料編 ・ 市防災行政用放送設置状況（P41）

第 2 県防災行政無線システム

災害時に県からの情報収集や県への被害状況等の報告が速やかに行えるよう、通信訓練の実施等を通して運用の習熟に努めるとともに、平常時から定期的に保守点検を実施して正常な機能維持を確保するものとする。

第 3 災害時優先電話の周知及び活用

災害時には、一般加入電話の通話がふくそうし、使用が困難になる状況が予想される。このような状況でも災害時優先電話は比較的通話が可能となるので、市は、災害発生時に市内公共施設、関係機関との災害情報や被害状況を収集するため、あらかじめN T T 東日本に災害時優先電話として登録してある。

市は、平素から次の措置を行い、職員に周知を図るものとする。

周 知 事 項

- ① 登録電話機に「災害時優先電話」というシールを貼付し、当該電話機が災害時優先電話であることを明確にする。
- ② 災害時には当該電話機は受信には使用せず、発信専用電話として活用することを徹底する。

第4 他の関係機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察、消防等の専用の有線通信設備又は無線設備を利用することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と利用の手続、通信の内容等について具体的に協議しておくものとする。

市内の関係機関の無線施設は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 市内における無線局一覧（P45）

第5 その他通信設備の整備

1 インターネット等の整備

市は、インターネットホームページを開設し広報活動を行っているが、災害時に市の被災状況や市民への協力依頼等の広報手段として活用できるよう平素から整備を図っていくものとする。

2 C A T Vの有効活用

本市には、C A T V放送として㈱CATV富士五湖が開局している。C A T Vは、災害時において被害状況、生活情報等の地域に密着した情報の伝達手段として、また文字放送、手話放送など災害時要援護者に対する情報伝達手段としても非常に有効である。市は、災害時における防災情報の放送等について協定を締結しているが、災害時にあつては、迅速に対応できるよう平素から協定に基づく協力体制を確認しておくものとする。

3 アマチュア無線団体の活用

災害発生時に通信施設等の被災により有線通信連絡が困難となった場合には、市本部の情報連絡体制を補完するため、あらかじめ市内アマチュア無線団体との協力体制の確立を図るものとする。

第 1 2 節 原子力災害予防計画

平成23年3月11日に発生した東日本大震災に起因する福島第一原子力発電所事故は、今まで原子力災害とは無縁であった富士吉田市にも風評被害や市民の心理的動揺などさまざまな影響をもたらした。

山梨県内には、原子力施設が存在せず、また、他県にある原子力施設に関する「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」(※)にも本市の地域は含まれていない。本市に最も近い中部電力株式会社浜岡原子力発電所においても、本市までの距離は約100kmである。

しかし、福島第一原子力発電所事故による教訓を踏まえ、また、放射性物質及び放射線は五感に感じられないなど、原子力災害の特殊性を考慮すると、万一、不測の事態が発生した場合であっても対処できるような体制を整備することが重要となる。

※「防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲」として、防災指針では原子力発電所の場合は半径約8～10kmとしている。

第 1 情報の収集及び連絡体制の整備

1 関係機関との連携

原子力災害に対して万全を期すため、平時から関係機関との連携を密にし、情報の収集及び連絡体制の整備に努める。

2 情報収集体制

情報収集活動を行うため、必要に応じて衛星携帯電話などの多様な通信手段を活用した情報収集体制の整備に努める。

第 2 モニタリング体制等の整備

1 平時におけるモニタリングの実施

平時から大気中の環境放射線モニタリングを実施し、そのデータを収集・蓄積する。

2 モニタリング機器の整備

平時又は緊急時における市内の環境に対する放射線の影響を把握するため、簡易測定器等のモニタリング機器を整備する。

第 3 原子力災害に関する住民等への知識の普及と啓発

次の内容について、住民等に対し原子力災害に関する知識の普及と啓発に努める。

- 1 放射性物質及び放射線の特性に関すること
- 2 原子力災害とその特性に関すること
- 3 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること
- 4 緊急時に国や県等が講じる対策の内容に関すること
- 5 緊急時に住民等がとるべき行動及び留意事項に関すること

第2章 災害応急対策計画

第1節 応急活動体制

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合に災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するための組織及び応急対策について定める。

第1 富士吉田市災害対策本部及び災害警戒本部の設置

災害予防及び災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、市長は災対法第23条第1項に基づき、富士吉田市災害対策本部を設置する。

1 災害対策本部の設置基準

市長が富士吉田市災害対策本部を設置する基準は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 災害が発生し、災害救助法（昭和22年法律第118号）による救助を必要とする場合
- (2) 特別警報の発表など、災害が広範な地域にわたり、又はわたるおそれがあり、災害応急対策を必要とする場合
- (3) 市域において震度6弱以上の地震が発生した場合
- (4) 噴火警戒レベル3以上が発表されたとき
- (5) その他、市長が認める場合

2 災害対策本部の解散時期

災害対策本部解散の時期は、次のいずれかに該当するときとする。

- (1) 市域について災害が発生するおそれが解消したと認めたとき
- (2) 応急措置がおおむね完了したと認められるとき

3 設置及び解散の通知

災害対策本部を設置したときは、直ちにその旨を次表の区分により通知及び公表する。

なお、解散した場合の通知は、設置したときに準じて行う。

通知及び公表先	通知及び公表の方法
各部・課・室・班 一般市民 県本部 報道機関	庁内放送等、防災行政放送、職員招集安否確認システム 市防災行政用放送、報道機関、市ホームページ、防災アプリ 県防災行政用無線（衛星系・地上系）、電話、Lアラート 口頭、文書、電話

4 災害対策本部及び災害警戒本部の設置場所

- (1) 災害対策本部は、東庁舎会議室に設置するものとする。ただし、庁舎の損壊等により、本部としての機能を保てない場合は、富士吉田市市民会館に本部を設置する。なお、災害や本部予定施設の被害状況によっては、他の公共的施設を被災時に指定する。

施設名	所在地	電話番号
富士吉田市役所東庁舎	下吉田 6-1-1	0555-22-1111
富士吉田市民会館	緑ヶ丘 2-5-23	0555-22-3100

- (2) 災害対策本部及び災害警戒本部を設置した場合は、市役所東庁舎にその旨の標識を掲示する。代替施設に本部を設置した場合も、同様の標識を当該施設の入り口に掲示するものとする。

5 本部長職務代理者の決定

本部長（市長）が災害発生時に不在又は登庁困難な場合若しくは登庁に著しく時間を要する場合は、次の順位で本部長の職務を代理する。

① 副市長	② 防災対策主管部長
-------	------------

第2 災害対策本部の組織及び所掌事務

災害対策本部の組織及び所掌事務は、富士吉田市災害対策本部条例（昭和38年条例第2号）に基づく富士吉田市災害対策本部規程（昭和42年災本訓令甲第1号）で定めるとおりとし、別表1及び別表2に掲げる。

また、本章第2節「職員の配置及び動員計画」による配備基準において、震度6弱以上の地震などの大規模災害発生の場合による「B配備」体制をとる場合には、災害対策本部の組織及び所掌事務は、別表3及び別表4に掲げるとおりとする。なお、別表1及び別表2における災害対策本部の体制を、B配備と区別して「A配備」とよぶ。B配備体制における職員の行動は、「大規模災害発生における富士吉田市職員の初期行動マニュアル」（要領）によるものとする。

資料編 ・富士吉田市災害対策本部条例（P11）
・富士吉田市災害対策本部規程（P12）

1 副本部長

副本部長は、副市長をもって充てる。

2 本部員

本部員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 教育長
- (2) 市長部局の各部長
- (3) 教育委員会の部長
- (4) 富士吉田市立病院事務長
- (5) 議会事務局長
- (6) 企画部企画担当次長
- (7) 企画部安全対策担当次長
- (8) 総務部次長
- (9) その他本部長が指名するもの

3 本部員会議

- (1) 災害に関する情報の分析及び災害応急対策の基本方針その他災害に関する重要事項を審議するため、本部に本部員会議を置く。
- (2) 本部員会議は、本部長、副本部長、本部員、安全対策班長をもって構成する。

(3) 本部員会議は、本部長が招集する。

(4) 事務局は、安全対策班が掌る。

4 分担任務

(1) 本部には、部及び班をおき、部長並びに班長をおく。

(2) 部長は、本部長の命を受け、部に属する応急対策を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(3) 本部員会議は、災害対策本部に係る災害対策の基本的な事項について協議するものとする。

(4) 分掌事務表に定めていない事項については、本部員会議でその都度定めるものとする。

5 県災害対策本部との情報共有

市災害対策本部は、必要に応じ県災害対策本部に職員の派遣を要請し、情報の共有を図る。

6 災害警戒本部の設置

災害対策本部が設置されない場合で、相当規模の災害が発生し、又は発生する恐れがあり、関係部局相互の緊密な連絡・調整が必要と認められる場合は災害警戒本部を設置するものとする。

(1)設置基準

- ・未だ災害は発生していないが、状況の推移によっては、相当規模の災害発生のおそれがあると判断したとき。
- ・大雨警報が発表され、引き続き降雨の継続が予想されるとき
- ・大雪警報が発表され、豪雪が見込まれるとき
- ・震度4以上の地震が発生したとき
- ・東海地震に関する調査情報（臨時）が発表されたとき
- ・火口周辺警報（警戒レベル2）が発表されたとき（引き下げ時）
- ・火山の状況に関する解説情報（臨時）が発表されたとき
- ・その他必要により市長が配備を指令したとき

7 現地災害対策本部の設置

(1) 本部長は、災害の規模、程度等により必要があると認めるときは、現地災害対策本部（以下「現地本部」という。）を設置する。

(2) 現地本部に現地本部長及び現地本部員その他の職員を置き、副本部長、本部員その他の職員のうちから本部長が指名する者をもって充てる。

(3) 現地本部は、防災関係機関と連携して、本部長の特命事項を処理するものとする。

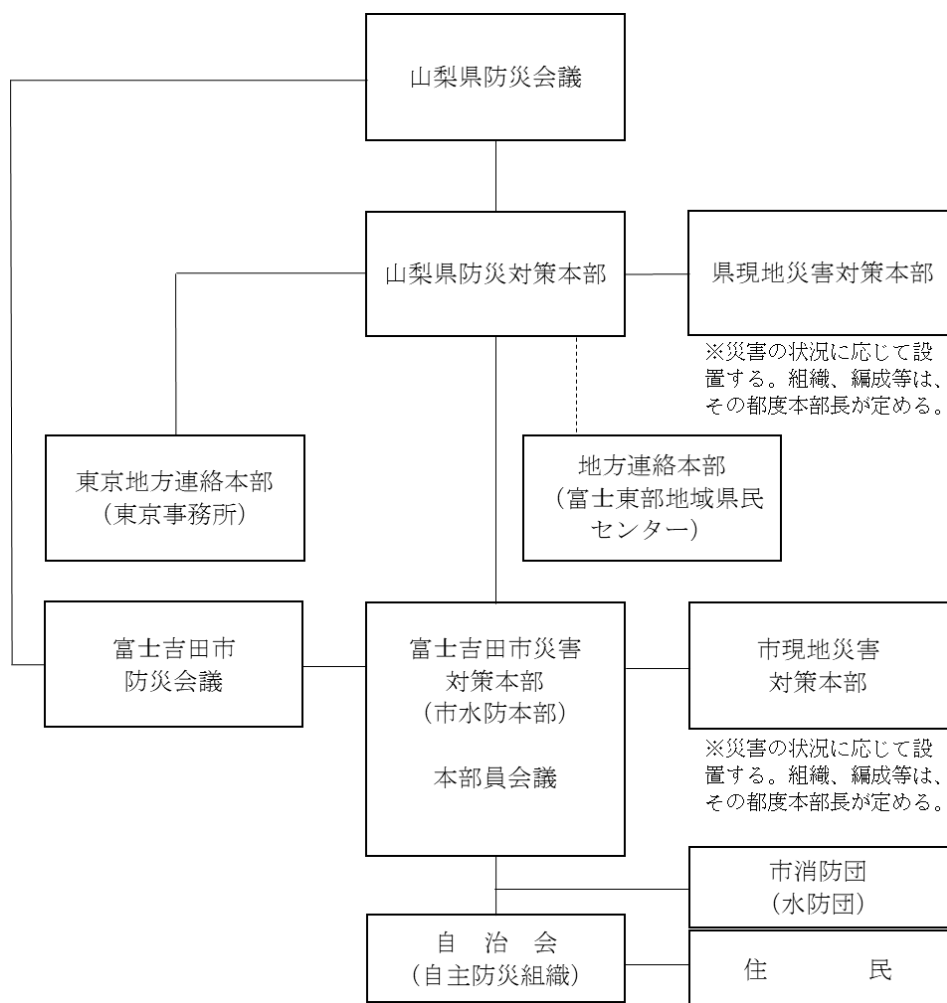
(4) 現地本部は、被災地に近い学校、公民館等公共施設を利用して設置するものとする。この場合、できる限り自衛隊等協力機関と同じ施設とする。

8 県の現地対策本部との連携

市本部は、市内に大規模災害が発生し県の現地対策本部が設置されたときは、密接な連携を図りつつ適切な災害応急対策の実施に努める。この場合、受入れ施設は市本部設置施設内とする。

9 防災組織系統図

本市における防災組織の系統を、県からの流れを含め図にすると、次のとおりである。



富士吉田市災害対策本部機構図（A 配備）



別表 2

富士吉田市災害対策本部事務分掌及び編成表（A配備）

部	部 長	班	班 長	事 務 分 掌
企 画 部	企画部長	管 理 本 部 班	企 画 担 当 次 長 安 全 対 策 担 当 次 長	1 部内の調整に関すること。 2 他班の応援に関すること。
		秘 書 班	秘 書 課 長	1 本部の応接に関すること。 2 災害見舞い及び関係者等の接待に関すること。 3 市議会との連絡に関すること。 4 その他渉外に関すること。
		企 画 班 地域振興・移住定住班	企 画 課 長 地域振興・移住定住課長	1 本部・各部及び部内の連絡調整に関すること。 2 本部員会議(部長会議)に関すること。 3 災害情報の総合情報収集及び伝達に関すること。 4 国・県に対する連絡、報告に関すること。 5 各班からの情報整理に関すること。
		市民協働推進班	市 民 協 働 推 進 課 長	1 住民組織(自主防災組織等)との連絡調整に関すること。 2 災害救助活動に伴う自治会等各種団体との連絡調整に関すること。 3 外国人の安全確保に関すること。 4 報道機関への協力要請、報道対応、その他連絡に関すること

		安全対策班	安全対策課長 富士山火山対策室長	1 災害対策本部に関すること。 2 予警報等の伝達及び災害広報に関すること。 3 災害情報の収集及び伝達に関すること。 4 警察・消防団等関係機関との災害情報の交換及び連絡調整に関すること。 5 自衛隊の災害派遣要請に関すること。 6 防災行政放送の受発信、管理に関すること。 7 避難場所の設置及び管理に関すること。 8 防災会議に関すること。 9 応援協定による協力要請に関すること。 10 警戒区域の設定に関すること。 11 避難準備情報、避難の指示への対応に関すること。 12 交通安全対策に関すること。 13 警察及び消防団との連絡に関すること。 14 隣接市町村消防団との連絡に関すること。 15 放射線に関すること。
		看護専門学校班	副校長 庶務課長 看護科長	1 看護教育施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 学生の安全確保、安保確認 3 応急教育に関すること。
		出納班	会計管理者 出納室課長	1 災害関係費の経理、出納に関すること。 2 本部活動等の経理に関すること。 3 災害に関する義援金等の出納、保管に関すること。
総務部	総務部長	管理本部班	総務部次長	1 部内の調整に関すること。 2 他班の応援に関すること。
		総務班	総務課長 選挙管理委員会書記長 監査委員事務局長	1 職員の動員配備計画に関すること。 2 災害業務に従事した職員の勤務及び公務災害、福利厚生に関すること。 3 災害関係文書の受理、発送、保存に関すること。
		財政情報班	財政情報課長	1 災害対策の予算及び財政に関すること。 2 被害状況の収集・集計に関すること。 3 電算機器情報の保安全管理に関すること。 4 インターネットを駆使した情報の発信、受信に関すること。
		管財契約班	管財契約課長	1 市有施設、市有財産の災害対策に関すること。 2 市有施設の被害調査に関すること。 3 災害時の停電対策、電話交換等通信施設の確保に関すること。 4 災害用車両の確保及び配車計画に関すること。 5 災害応急対策に必要な資機材の調達に関すること。

		税 務 班 収 税 班	税 務 課 長 収 税 課 長	1 住家等一般被害調査に関すること。 2 リ災証明書の発行に関すること。 3 災害による市税等に関すること。 4 他班の応援に関すること。
市 民 生 活 部	市民生活部長	管 理 本 部 班	福 祉 厚 生 担 当 次 長 市 民 生 活 担 当 次 長 環 境 美 化 担 当 次 長	1 部内の調整に関すること。 2 他班の応援に関すること。
		福 祉 班	福 祉 課 長	1 社会福祉施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 避難所開設の協力に関すること。 3 要配慮者の安全確保、安否確認に関すること。 4 避難者及び被災者の収容に関すること。 5 炊き出し、その他食料品の配給に関すること。 6 災害救助法に関すること。 7 ボランティアの受け入れ調査に関すること。 8 社会福祉協議会・日本赤十字社との連絡調整に関すること。 9 被災世帯への生活福祉資金の貸し付けに関すること。
		子 育 て 支 援 班	子 育 て 支 援 課 長 保 育 ・ 幼 稚 園 室 長	1 保育園等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 保育園児及び幼稚園児の避難等安全確保に関すること。 3 避難所開設の協力に関すること。 4 要配慮者の安全確保、安否確認に関すること。 5 他班の応援に関すること。
		健 康 長 寿 班	健 康 長 寿 課 長 健 康 推 進 室 長 新 型 コ ロ ナ ウ ク チ ン 接 種 推 進 室 長	1 医療施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 災害時の医療、助産、埋葬、防疫に関すること。 3 災害対策用医療品の確保に関すること。 4 医師会等の応援要請に関すること。 5 被災者の公害・衛生管理に関すること。 6 要配慮者の安全確保、安否確認に関すること。
		市 民 班	市 民 課 長 国 民 健 康 保 険 室 長	1 被災者及び被災世帯の確認及び被災者名簿に関すること。 2 国民年金の保険料等に関すること。 3 国民健康保険等に関すること。 4 他班の応援に関すること。
		環境美化センター班	環境美化センター所長	1 管理施設の被害調査及び被害対策に関すること。 2 被災地の環境衛生に関すること。 3 被災地ゴミ及びし尿の収集、処分に関すること。

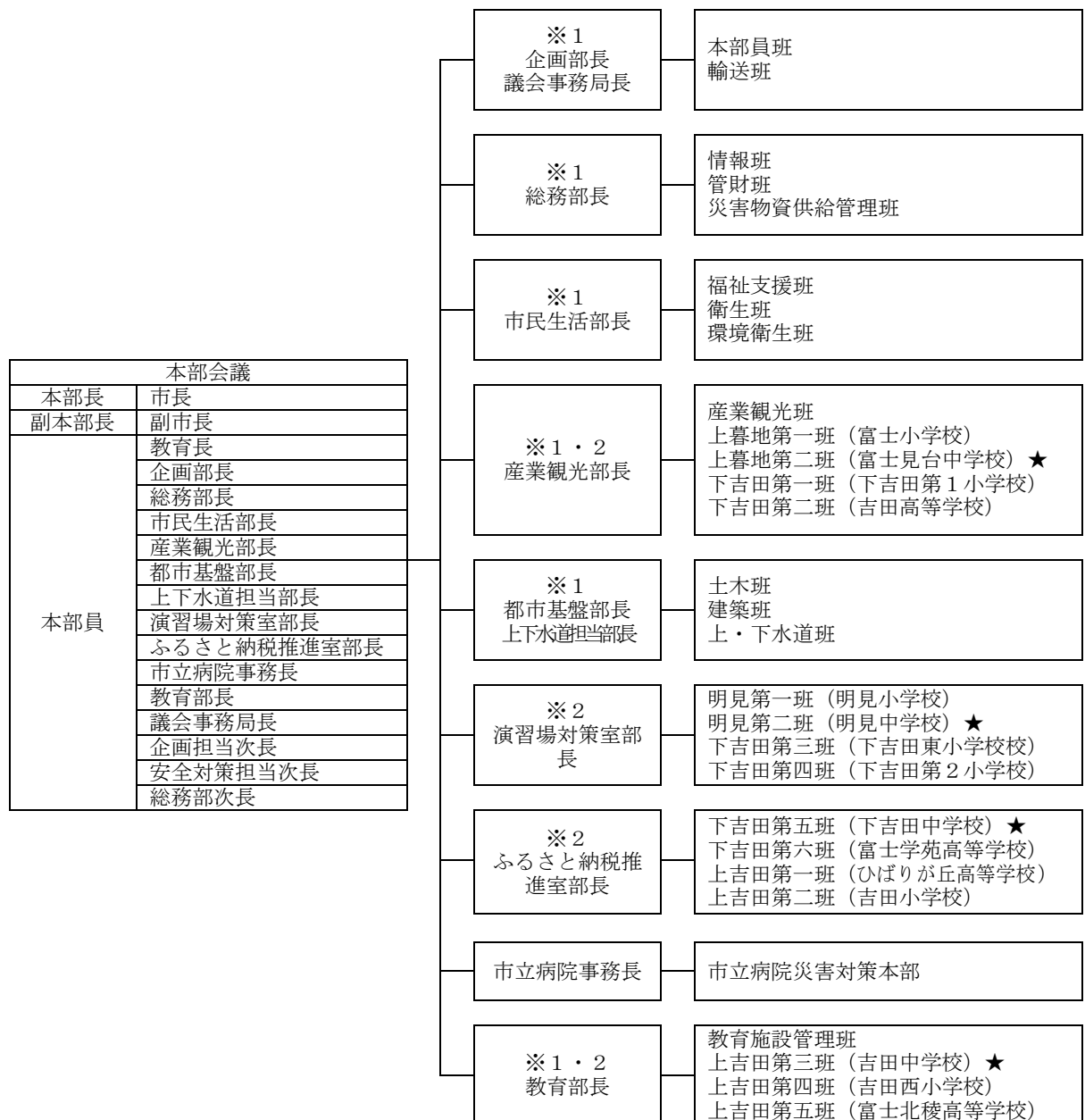
産業観光部	産業観光部長	管理本部班	産業観光部次長	1 部内の調整に関すること。 2 他班の応援に関すること。
		商工振興班	商工振興課長	1 商工業の被害調査及び災害対策に関すること。 2 商工施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 観光客の避難救助に関すること。 4 災害応急対策に要する生活必需品、燃料等の調達に関すること。 5 被災商工業者に対する金融政策に関すること。 6 他班の応援に関すること。
		富士山班	富士山課長	1 観光施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 観光関係団体との連絡調整に関すること。 3 観光客の避難救助に関すること。
		農林班 環境政策班	農林課長 環境政策課長 農業委員会事務局長	1 農産物及び農業施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 家畜及び畜産施設の被害調査及び災害対策に関すること。 3 林産物及び林産施設の被害調査及び災害対策に関すること。 4 食料の調達に関すること。 5 被災農家等に対する被害融資に関すること。 6 農業団体等との連絡調整に関すること。 7 公害防止に関すること。
都市基盤部	都市基盤部長 上下水道担当部長	管理本部班	道路担当次長 建築担当次長	1 部内の調整に関すること。 2 他班の応援に関すること。
		都市政策班	都市政策課長 国道138号対策室長 土地区画整理事業推進室長	1 部内の活動の調整及び連絡に関すること。 2 避難所開設に関すること。 3 区画整理事業地内の被害調査及び災害対策に関すること。 4 地籍の調査、管理に関すること。 5 他班の応援に関すること。
		用地班 道路公園班	用地課長 道路公園課長 富士吉田南エリア整備室長 検査指導室課長	1 道路、河川、橋梁等の被害調査及び災害対策、水害の警戒活動に関すること。 2 障害物の除去に関すること。 3 地すべり、急傾斜地崩壊危険区域の被害調査及び被害対策、土砂災害の警戒活動に関すること。 5 公園施設の被害調査及び災害対策に関すること。 6 土木関係機関との連絡調整に関すること。

		建 築 住 宅 班	建 築 住 宅 課	1 市営住宅等の被害調査及び被害対策に関すること。 2 仮設住宅の建設に関すること。 3 被災者の住宅対策に関すること。 4 建設関係機関との連絡調整に関すること。 5 被災建築物の応急危険度判定に関すること。
		上下水道管理班 上下水道工務班	上 下 水 道 管 理 課 長 上 下 水 道 工 務 課 長	1 飲料水の確保に関すること。 2 水道に係る災害予算及び経理に関すること。 3 復旧工事に必要な資機材の調達に関すること。 4 水道施設の被害調査及び災害対策に関すること。 5 水源に関すること。 6 下水道施設の被害調査及び災害対策に関すること。 7 他班の応援に関すること。
演習場対策室	演習場対策室部長	演習場対策班	演習場対策室課長	1 災害時の輸送に関すること。 2 他班の応援に関すること。
ふるさと納税推進室	ふるさと納税推進室部長	ふるさと納税推進室班	ふるさと納税推進室長	1 ふるさと納税対応に関すること。 2 他班の応援に関すること。
市立病院	病院事務長	病 院 班	病 院 事 務 次 長 管 理 課 長 医 事 課 長	1 収容者に対する医療看護に関すること。 2 医薬品その他衛生資材の確保に関すること。 3 移動医療に関すること。 4 その他医療全般に関すること。
教育委員会	教育部長	管 理 本 部	教 育 担 当 次 長	1 部内の調整に関すること。 2 他班の応援に関すること。
		学 校 教 育 班 教育研修所班	学 校 教 育 課 長 教 育 研 修 所 課 長	1 教育関係施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 児童、生徒の安全確保・安否確認に関すること。 3 避難所開設の協力に関すること。 4 被災児童生徒の被害調査及び災害対策に関すること。 5 災害時における教育の確保について。 6 教育関係義援金品の受け付け、支給に関すること。
		学校給食センター班	学校給食センター課長	1 給食施設の被害調査及び災害対策に関すること。 2 学校給食の確保に関すること。 3 災害炊き出しの協力に関すること。
		生涯学習班	生涯学習課長	1 避難所開設の協力に関すること。 2 社会体育施設の被害調査及び災害対策に関すること。

		図 書 館 班	図 書 館 長	1 市民会館の被害調査及び災害対策に関すること。 2 避難誘導に関すること。
		歴 史 文 化 班	歴 史 文 化 課 長	1 歴史民俗博物館の被害調査及び災害対策に関すること。 2 文化財の保護、管理に関すること。 3 避難誘導に関すること。 4 文化財の被害調査及び災害対策に関すること。 5 他班の応援に関すること。
議 会 事 務 局	議会事務局長	議会事務局班	議 会 事 務 局 次 長	1 議会に関すること。 2 議員との連絡調整に関すること。

別表 3

富士吉田市災害対策本部機構図（B 配備）



★マークのある救護所は、医師がいる救護所。それ以外は、保健師等による救護所運営となる。

※1 被災状況調査・応急復旧グループ

※2 避難所運営・各班応援グループ

※3 被災状況調査・応急復旧グループは、避難所運営・各班応援グループとの交代や支援を行う。

※4 被災状況調査・応急復旧グループ各班から応援要請があった場合、避難所運営・各班応援グループを中心に班単位で支援を行う。

別表 4

富士吉田市地震災害警戒本部事務分掌及び編成表

部	部 長	班	事 務 分 掌
企 画 部	企 画 部 長 議 会 事 務 局 長	本 部 員 班	1 災害対策本部の運営に関すること。 2 各防災関係機関、他自治体への応援等の要請、報告、連絡調整に関すること。 3 防災行政放送等による情報周知に関すること。 4 報道機関への協力要請、報道対応、その他連絡に関すること。 5 住民組織(自主防災組織等)との連絡調整に関すること。 6 災害救助活動に伴う自治会等各種団体との連絡調整に関すること。 7 市議会との連絡調整に関すること。 8 その他災害応急対策全般に関すること。
		輸 送 班	1 応急機材、生活物資機材の搬送に関すること。 2 輸送に係る関係団体の応援、連絡調整に関すること。 3 その他輸送応急対策に関すること。
総 務 部	総 務 部 長	情 報 班	1 各班から発信される情報の整理、記録、統計に関すること。 2 整理した情報のフィードバックに関すること。 3 本部員班の応援に関すること。
		管 財 班	1 災害時の停電対策、電話交換等通信施設の確保に関すること。 2 災害用車両の確保及び配車計画に関すること。 3 市有施設の被害調査に関すること。 4 本部員班の応援に関すること。
		災 害 物 資 供 給 管 理 班	1 各防災備蓄倉庫の開錠、搬出物資機材の管理に関すること。 2 災害援助物資集積所の開設・運営に関すること。 3 災害援助物資の受け入れ、管理に関すること。 4 備蓄物資・援助物資の搬出に関すること。 5 その他、物資供給応急対策に関すること。
市 民 生 活 部	市 民 生 活 部 長	福 祉 支 援 班	1 要配慮者の安否確認に関すること。 2 自主防災会、民生委員など要配慮者支援に係る団体への要請、連絡調整に関すること。 3 避難所での要配慮者支援に関すること。 4 福祉避難所の確保に関すること。 5 福祉団体との連絡調整に関すること。

			6 その他福祉支援応急対策に関すること。
		衛 生 班	1 避難所等の衛生指導等に関すること。 2 医師会等の応援要請に関すること。 3 災害対策用医療品の確保に関すること。 4 その他防疫応急対策に関すること。
		環 境 衛 生 班	1 環境処理施設の被害調査、施設確保に関すること。 2 指定避難所で発生するゴミの収集運搬処理に関すること。 3 街中で発生する災害ゴミへの対応に関すること。 4 オルソ等消毒剤の供与及び消毒作業の実施や指導など、被災者・被災地の防疫に関すること。 5 その他環境衛生応急対策に関すること。
産 業 観 光 部	産 業 観 光 部 長	産 業 観 光 班	1 観光、農業用施設等の被害調査及び災害対策に関すること。 2 観光関係団体との連絡調整に関すること。 3 観光客の避難救助に関すること。 4 その他観光応急対策に関すること。
都 市 基 盤 部	都 市 基 盤 部 長 上下水道担当部長	土 木 班	1 優先道路の現況調査及び障害物除去による通行の確保に関すること。 2 市道、農道、林道、農地の被害状況調査及び応急措置に関すること。 3 関係機関・団体への応援要請、連絡調整に関すること。 4 その他災害応急対策に関すること。
		建 築 班	1 避難所等市有施設の応急危険度判定に関すること。 2 各所から派遣されて来た応急危険度判定士のコーディネートに関すること。 3 他の関係機関・団体への応援要請、連絡調整に関すること。 4 その他災害応急対策に関すること。
		上 ・ 下 水 道 班	1 指定避難所への給水 2 断水地区の調査及び復旧 3 下水道施設被害の調査及び復旧 4 排水困難地区における排水自粛の呼び掛け 5 その他上・下水道応急対策に関すること。
産 業 観 光 部 演 習 場 対 策 室 ふるさと納税推進室 教育委員会	産 業 観 光 部 長 演 習 場 対 策 室 部 長 ふるさと納税推進室部長 教育部長	避 難 所 班	1 避難所の開設・運営に関すること。 2 避難所内現地対策本部に関すること。 3 炊き出し等へ協力してもらう団体との連携に関すること。 4 避難所内救護所、避難住民、傷病者の受け入れと重傷者の市立病院への搬送手配に関すること。

			5 各班受持ちとなっている避難場所から指定避難所への避難住民の誘導支援に関すること。 6 市災害対策（警戒）本部との連絡調整に関すること。 7 その他避難所応急対策に関すること
教育委員会	教育部長	教育施設管理班	1 教育関係施設及び社会体育施設の被害調査に関すること。 2 児童、生徒の安全確保・安否確認に関すること。 3 被災児童・生徒の被害調査に関すること。 4 その他災害応急対策に関すること。

第2節 職員の配置及び動員計画

災害応急対策活動の実施に必要な人員の動員を図り、迅速かつ的確な応急活動を実施する。

第1 職員の配備基準

1 配備基準

災害時の職員の配備は、気象情報、災害の状況に基づき、次の配備基準による。

＜富士吉田市災害対策本部配備基準＞

種 別	配 備 の 基 準	配備の内容	配備の要領	配備職員
事前配備	次の注意報が発表されたとき。 1 大雨注意報 2 洪水注意報 3 大雪注意報 4 震度3の地震が発生したとき。 5 その他必要により市長が配備を指令したとき。	情報収集活動などの警戒態勢をとる。また、状況に応じて、被害状況の確認及び応急対策活動をとる。	所属長の指示により自宅待機又は各勤務場所において、気象台や関係機関等からの情報収集や事前準備を開始する。	安全対策課、富士山火山対策室、道路公園課、農林課職員のうち部長が指名する職員 ※上下水道管理課、上下水道工務課職員のうち部長が指名する職員 (震度3の地震が発生した場合)
第1配備 (災害警戒本部の設置又は設置の検討)	1 次の警報が発表されたとき。 (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 大雪警報 2 震度4の地震が発生したとき。 3 東海地震に関する調査情報(臨時)が発表されたとき。 4 火山の状況に関する解説情報(臨時)が発表されたとき。 5 その他必要により市長が配備を指令したとき。	小規模な災害が予想される場合又は発生した場合 1 情報活動を継続しつつ、災害警戒本部の設置を検討し、警戒態勢を強化する。 2 事態の推移に伴い、速やかに災害対策本部を設置するものとする。	1 パトロールの強化 2 資機材の準備 3 被害状況に応じた応急対策の実施	事前配備職員と別表1に規定した課の課長以上職員及び課の職員のうち部長が指名する職員。 ※状況に応じ、臨機応変に配備人員の増員の措置をとるものとする。

第2 配備 (災害対策本部、地震災害警戒本部の設置)	1 震度5 弱又は5 強の地震が発生したとき。 2 東海地震注意情報が発表されたとき。 3 火口周辺警報（警戒レベル3）が発表されたとき。 4 その他必要により市長が配備を指令したとき。	1 災害対策本部及び地震警戒本部を設置し、被害情報の収集、応急対策の実施、気象台等の関係部署との連携を図る。 2 災害が発生した場合は、速やかに応急対策活動を実施する。	1 市内における被害状況の調査 2 災害発生場所での応急対策活動 3 必要に応じての消防、警察、自衛隊への応援要請	上記職員に加え、各部所属の主幹以上の職員。 ※状況に応じ、臨機応変に配備人員の増員の措置をとるものとする。	
第3 配備 (災害対策本部、地震災害警戒本部の設置)	1 大規模な災害が広範囲にわたり発生するおそれがあるとき。 2 気象庁から以下の「特別警報」が発表されたとき (1) 東海地震予知情報（警戒宣言） (2) 緊急地震速報（震度6 弱以上） (3) 噴火警報（居住地域：警戒レベル4、5） (4) 上記以外の気象にかかわる特別警報 3 その他必要により市長が配備を指令したとき。	A 配備 又は B 配備	各 配 備 基 準 に 基 づ く 体 制 の 確 立	A 配備及びB 配備に基づく災害応急対策にかかる業務（水防、輸送、医療、救護、避難等）の実施	各部所属 職員全員
	1 大規模な災害が広範囲にわたり発生し、又は発生のおそれがあるとき。 2 震度6 弱以上の地震が発生したとき。 3 避難所を開設するなど B 配備体制をとる必要があるとき。 4 その他必要により市長が配備を指令したとき。	B 配備			

※ B 配備体制は、本章第1節「応急活動体制」に定める。

※ 東海地震関連情報並びに噴火警報の内容については、各々「地震編」並びに「富士山火山編」に記載する。

別表 1

部 等	課 等
企画部	市民協働推進課
総務部	総務課、管財契約課、財政情報課
市民生活部	福祉課、健康長寿課、子育て支援課、保育・幼稚園室
産業観光部	富士山課
都市基盤部	上下水道管理課、上下水道工務課（震度4の地震が発生した場合）

第2 動員の伝達方法

1 動員の原則

職員は、勤務時間外又は休日においても、災害が発生し被害が予測されるときは、直ちにあらゆる手段をもって所属勤務場所に参集しなければならないものとする。

ただし、災害その他の事情により、所属勤務場所に到達できない場合は、最寄の本市の機関に参集し、その旨を所属長に報告するよう努めなければならないものとする。

2 動員対象から除外する職員

- (1) 公務のための長期出張者
- (2) 傷病その他、特別の理由により本部長において参集不能と認めた者

3 勤務時間中における職員への伝達及び配備

- (1) 気象台等から各種情報の通知を受け、災害発生が予想される場合又は災害が発生した場合、安全対策課長（安全対策班長）は、市長（災害対策本部長）の指示により非常配備を決定し、非常配備を伝達するとともに庁内放送等により徹底させる。
- (2) 安全対策課長からの連絡を受け、各部長等は直ちに関係職員に連絡し、関係職員をして所定の配備による事務又は業務に従事させるものとする。
- (3) 安全対策課長は、消防団長に非常配備を伝達する。

4 勤務時間外、休日における職員への伝達及び配備

- (1) 宿直員は、非常配備に該当する気象情報が関係機関から通知され、又は災害発生が予想されるときは、直ちに安全対策課長に連絡するものとする。安全対策課長は、宿直員から連絡を受けた場合は、市長（本部長）、副市長（副本部長）に報告をし、配備体制の指示を受け、各部長に伝達する。
- (2) 安全対策課長は、消防団長に非常配備を伝達する。
- (3) 連絡を受けた本部員は以後の状況の推移に注意し、必要のある場合は登庁する。

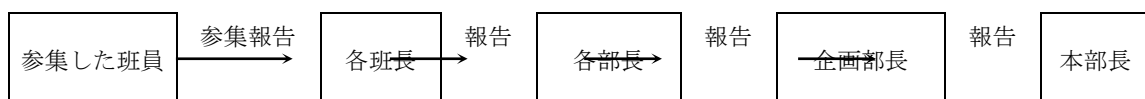
資料編 ・職員への伝達方法体系図（勤務時間中及び勤務時間外・休日）（P47）

5 参集場所

各職員は、勤務時間内及び勤務時間外ともに、各自の所属先に参集する。ただし、交通途絶等で参集が困難なときは、指定避難所など最寄りの公共施設等に参集し、災害対策本部への連絡とともに、当該施設管理者の指示に従い当該業務の応援をするものとする。

6 参集の報告

参集した班員は、班長に参集報告を行う。以下、次のとおり、それぞれ参集状況を取りまとめ、本部長へ報告を上げる。



第3 部相互間の応援動員

災害応急対策を行うにあたって、対策要員が不足する場合は各対策部内で調整するものとするが、対策部内の調整だけでは応急対策の実施が困難な場合は、次により他部の応援を得て実施するものとする。

1 動員要請

各部長は、他の対策部の職員の応援を受けようとするときは、企画部長に要請するものとする。

2 動員の措置

- (1) 企画部長は、要請により、状況に応じて他の部から動員の指示を行うものとする。
- (2) 応援のための動員指示を受けた対策部は、部内の実情に応じて、所要の応援を行うものとする。

第4 初期応急対策の実施

市長は、被害が甚大で、速やかに応急対策を実施する必要がある場合は、直ちに本部員会議を招集し、初期応急対策方針を決定するものとする。

第3節 応援協力要請計画

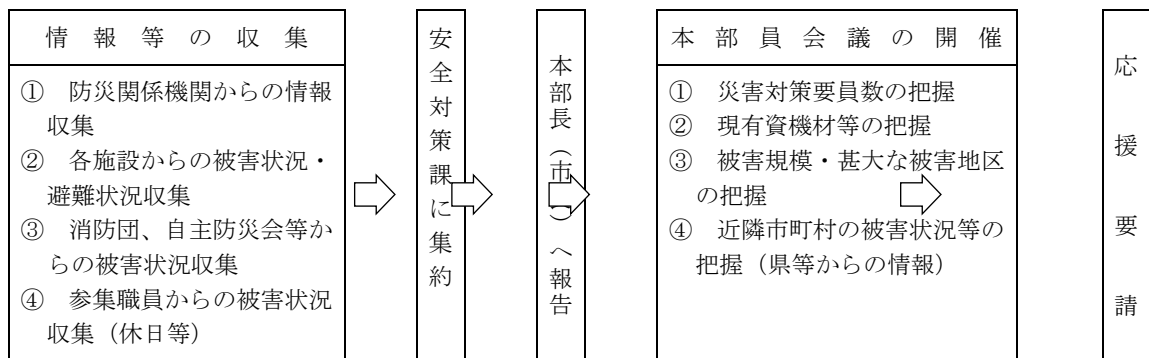
災害発生時に際し、市のみでは迅速な災害応急対策及び災害復旧の実施が困難な場合には、県、他の市町村等に応援を要請し、適切な対策を行うものとする。

第1 応援要請の決定

大規模災害が発生した場合は、次により本市の被害状況等を把握し、また応急資機材の現状等を確認し、本部員会議において応援要請の必要の有無を決定する。

- 1 県、警察、消防等の関係機関から、災害情報、被害状況等の情報を収集
- 2 公共施設から、施設・施設周辺の被害状況、避難状況等を収集
- 3 消防団・自主防災会等から、地域の被害状況を収集
- 4 休日、勤務時間外においては参集職員から、参集途上の被害状況を収集

応援要請決定フロー



第2 知事及び他の市町村に対する応援要請

市長は、災害応急対策又は災害復旧のための必要がある場合において他の市町村等の応援を受けようとするときは、災対法第67条に基づき、他の市町村長に対して応援を求めることができる。また、災対法第68条により知事に対して応援を求め、又は応急対策の実施を要請することができる。その際、要請はまず無線又は電話をもって行い、後に文書を送付する。

第3 指定地方行政機関等に対する応援要請

市長は、災対法第29条に基づき、災害応急対策又は災害復旧のため必要がある場合は、指定地方行政機関又は指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

また、市長は知事に対し、指定地方行政機関の職員の派遣についてあつせんを求めることができる。

- 1 市長が直接派遣を要請する場合は、下記の事項を記載した文書により行う。（災対法施行令第15条）
 - (1) 派遣を要請する理由
 - (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
 - (3) 派遣を必要とする期間
 - (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

2 市長が、知事に対し職員の派遣についてあつせんを求める場合は、下記の事項を記載した文書により行う。(災対法施行令第16条)

- (1) 派遣のあつせんを求める理由
- (2) 派遣のあつせんを求める職員の職種別人員
- (3) 派遣を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) 前各号に掲げるもののほか職員の派遣のあつせんについて必要な事項

第4 応援協定等に基づく要請

1 応援協定

市は、大規模な災害の発生に備え、あらかじめ資料編に掲げる協定を締結している。

なお、災害が発生し、応援を要する事態に至った場合は、あらかじめ定めた手続に従い、応援を要請し、受入れ体制を整えるものとする。

資料編 ・ 災害時相互応援協定一覧 (P29)

2 消防応援の要請

(1) 協定に基づく要請

市長又は消防長は、大規模災害時における消防活動については、資料編に掲げる協定に基づき、県内の他市町村又は消防長に対し、応援を要請する。

(2) 大規模災害時における広域消防応援要請

被害の状況に応じて消防組織法第24条の3第1項の規定に基づき、市長は、県を通じ他都道府県の消防機関の職員の応援を求めることができる。

3 郵便局に対する協力要請

市は、資料編に掲げるとおり富士吉田郵便局など市内の郵便局と災害時における覚書を交わしている。このため、避難場所、物資集積場所等の用地及び避難先、被災状況等の情報の相互提供等、必要を認める場合は、協力を依頼するものとする。

資料編 ・ 災害発生時等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定 (P31)

第5 応援受入体制の確保

1 連絡窓口の明確化

市は、県及び他市等との連絡を速やかに行うため、災害対策本部に連絡窓口を設置する。

2 受入体制の確立

動員された者の作業が効率的に行えるよう、作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を確立しておく。

3 搬送物資受入施設の整備

県及び他市町村等から搬送されてくる救援物資を速やかに受け入れるため、次の場所を搬送物資集積場所と定める。

名 称	所 在 地	電話番号
富士山アリーナ	富士吉田市新屋3-7-5	0555—23—1271

被災により、指定した一時集積場所が使用不能の場合は、「災害発生時等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定」により郵便局から用地の提供を受ける等、代替場所を早急に決定する

第4節 予報及び警報等の伝達計画

気象業務法（昭和27年法律第165号）に基づく注意報・警報等を迅速かつ正確に伝達し、防災対策の適切な実施を図り、もって被害を最小限度に防止する。

第1 予報・警報の種類等

1 気象庁及び甲府地方気象台が発表する予報・警報

(1) 予報・警報の種類と定義

予報・特別警報・警報・注意報等の種類警戒レベルを用いた防災情報の提供

警戒レベルとは、災害発生のおそれの高まりに応じて「居住者等がとるべき行動」を5段階に分け、「居住者等がとるべき行動」と「当該行動を居住者等に促す情報」とを関連付けるものである。

「居住者等がとるべき行動」、「行動を居住者等に促す情報」及び「行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）」をそれぞれ警戒レベルに対応させることで、出された情報からとるべき行動を直感的に理解できるよう、災害の切迫度に応じて、5段階の警戒レベルにより提供する。

なお、居住者等には「自らの命は自らが守る」という意識を持ち、避難指示等が発令された場合はもちろんのこと、発令される前であっても行政等が出す防災情報に十分留意し、災害が発生する前に自らの判断で自発的に避難することが望まれる。

(ア) 特別警報・警報・注意報

大雨や強風等の気象現象によって、災害が起こるおそれのあるときには「注意報」が、重大な災害が起こるおそれのあるときには「警報」が、重大な災害が起こるおそれが著しく大きい場合には「特別警報」が、現象の危険度と雨量、風、潮位等の予想値を時間帯ごとに明示して、市町村ごとに発表される。また、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等については、実際に危険度が高まっている場所が「危険度分布」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、重要な内容を簡潔かつ効果的に伝えられるよう、これまでどおり市町村等をまとめた地域の名称を用いる場合がある。

特別警報・警報・注意報の種類と概要

特別警報・警報・注意報の種類		概 要
特 別 警 報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報（土砂災害）、大雨特別警報（浸水害）、大雨特別警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル5に相当。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。

	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
警 報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）、大雨警報（土砂災害、浸水害）のように、特に警戒すべき事項が明記される。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水警報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。対象となる重大な災害として、河川が増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害があげられる。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかける。
注 意 報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪注意報	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風注意報	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。

風雪注意報	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかける。
濃霧注意報	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
雷注意報	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害についての注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意についても雷注意報で呼びかけられる。
乾燥注意報	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件を予想した場合に発表される。
なだれ注意報	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
着氷注意報	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
着雪注意報	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体等への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
融雪注意報	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水、土砂災害等の災害が発生するおそれがあるとときに発表される。
霜注意報	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が起こるおそれのあるときに発表される。
低温注意報	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温のために農作物等に著しい被害が発生したり、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害の起こるおそれがあるとときに発表される。

※ 地面現象及び浸水警報・注意報は、その警報及び注意報事項を気象警報及び気象注意報に含めて行われる。

地面現象の特別警報は、大雨特別警報に含めて「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。

(イ) 警報・注意報の切替・解除

警報・注意報はその種類にかかわらず解除されるまで継続される。また、新たな警報・注意報が発表されるときは、これまで継続中の警報・注意報は自動的に解除または更新されて新たな警報・注意報に切り替えられる。

(ウ) 大雨警報・洪水警報の危険度分布

種 類	概 要
大雨警報（土砂災害）の危険度分布（土砂災害警戒判定メッシュ情報）	大雨による土砂災害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
大雨警報（浸水害）の危険度分布	短時間強雨による浸水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。
洪水警報の危険度分布	指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水害発生の危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、どこで危険度が高まるかを面的に確認することができる。 ・「非常に危険」（うす紫）：避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。
流域雨量指数の予測値	水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示したものを、常時10分ごとに更新している。

(エ) 早期注意情報（警報級の可能性）

5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位

（中・西部、東部・富士五湖）ごとで、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（山梨県）で発表される。大雨に関して、明日までの期間に[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

(オ) 全般気象情報、関東甲信地方気象情報、山梨県気象情報

気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意を喚起する場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の注意を解説する場合等に発表される。

雨を要因とする特別警報が発表されたときには、その後 やかに、その内容を補足するため「記録的な大雨に関する山梨県気象情報」、「記録的な大雨に関する関東甲信地方気象情報」、「記録的な大雨に関する全般気象情報」という表題の気象情報が発表される。

(カ) 土砂災害警戒情報

大雨警報（土砂災害）発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避難の判断を支援するよう、対象となる市町村を特定して警戒を呼びかける情報で、山梨県と甲府地方気象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）で、実際に確認することができる。避難が必要とされる警戒レベル4に相当。

(キ) 記録的短時間大雨情報

山梨県内で大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な短時間の大雨を観測(地上の雨量計による観測)又は解析(気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析)し、かつ、大雨警報発表中にキキクル（危険度分布）で警戒レベル4相当以上が出現したときに、気象情報の一種として発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害や低地の浸水、中小河川の増水・氾濫といった災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所について、警報の「危険度分布」で確認する必要がある。

(ク) 顕著な大雨に関する気象情報

大雨による災害発生の危険度が急激に高まっている中で、線状の降水帯により非常に激しい雨が同じ場所で降り続いている状況であり、かつ、キキクル（危険度分布）で警戒レベル4相当以上が出現している状況で発表する、「線状降水帯」というキーワードを使って解説する情報である。

(ケ) 竜巻注意情報

積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼び

かける情報で、雷注意報が発表されている状況下において竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、一次細分区域単位（中・西部、東部・富士五湖）で発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所については竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が一次細分区域単位で発表される。

この情報の有効期間は、発表から概ね 1 時間である。

（コ）火災気象通報

消防法第 22 条の規定により、気象の状況が火災の予防上危険と認められるときに甲府地方气象台が山梨県知事に対して通報し、山梨県を通じて市町村に伝達される。

通報の実施基準は、乾燥注意報および強風注意報の基準を用いる。

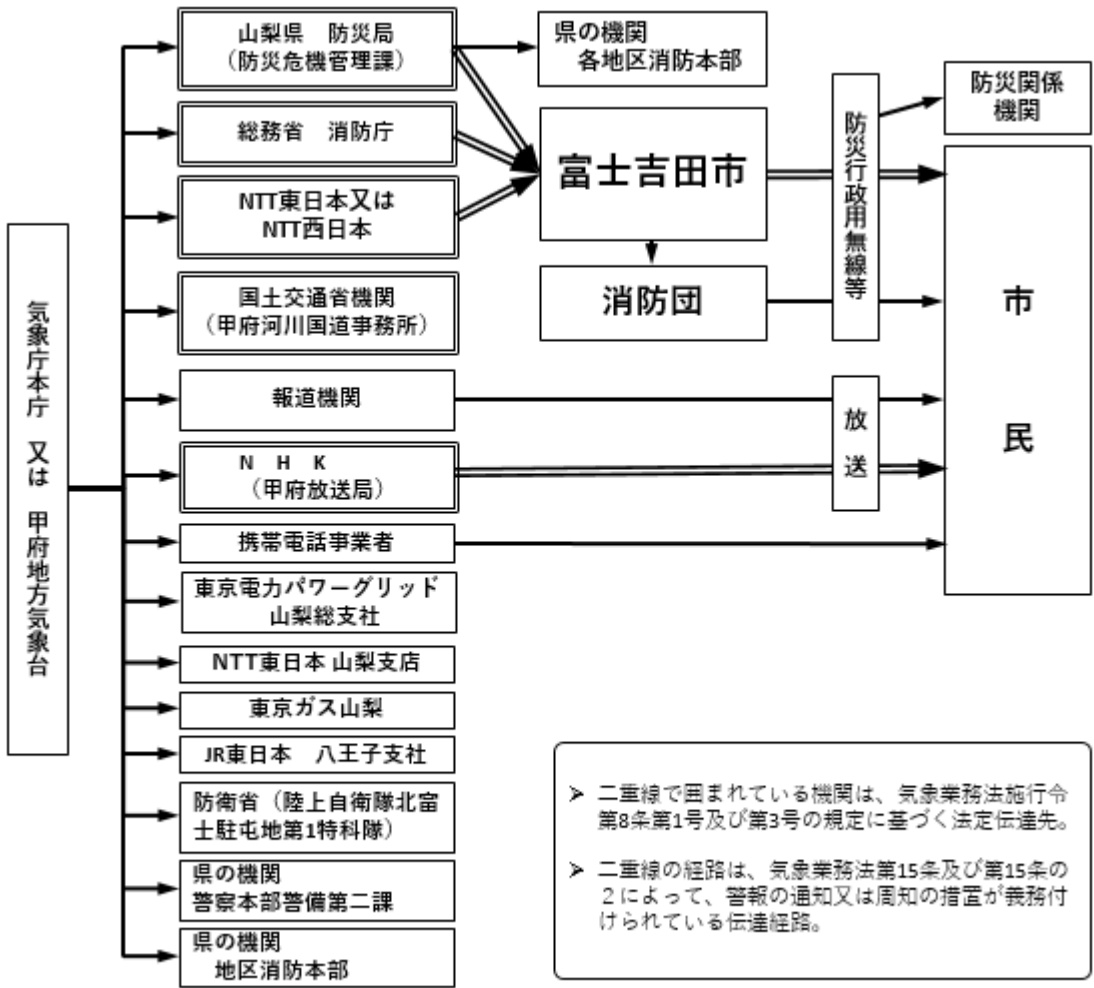
（サ）指定河川洪水予報

河川の増水や氾濫等に対する水防活動の判断や住民の避難行動の参考となるように、気象庁は国土交通省または山梨県と共同して、あらかじめ指定した河川について、区間を決めて水位又は流量を示した洪水の予報を行っており下表の表題により発表される。警戒レベル 2～5 に相当する。

指定河川洪水予報の種類、課題と概要

種 類	標 題	概 要
洪水警報	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル 5 に相当。
	氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル 4 に相当。
	氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル 3 に相当。
洪水注意報	氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。 避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。

(2) 甲府地方気象台の伝達経路

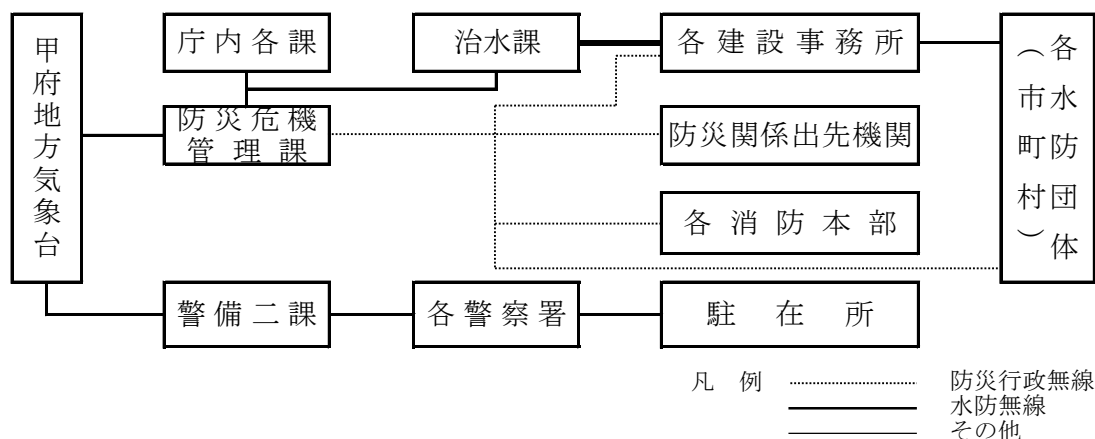


(3) N T Tの扱う警報の伝達

警報の種類：気象警報、洪水警報



(4) 県の伝達



2 気象庁が発表する火山防災にかかる予報・警報

噴火災害の軽減のため、火口周辺や居住地域等、その影響範囲を明示し噴火予報、警報として警戒を呼びかける。

詳細は、本計画の富士山火山編第1章第5節「火山情報の種類と発表基準」に記載する。

3 山梨県（県土整備部砂防課）と甲府地方気象台とが共同で発表する土砂災害警戒情報

土砂災害警戒情報は、大雨による土砂災害発生の危険性が高まったときに、市町村長が防災活動や住民等への避難指示等の災害応急対応を適時適切に行えるよう支援すること、また、住民の自主避難の判断等にも利用することを目的とした情報である。

(1) 土砂災害警戒情報の発表対象地域

土砂災害警戒情報は、その目的及び現在の技術的水準等の諸制約から、市町村を最小単位とし、昭和町を除く市町村を対象とする。

(2) 土砂災害警戒情報の発表及び解除の基準

ア 発表基準

発表基準は、大雨警報発表中において、実況雨量及び気象庁が作成する降雨予報で監視を行い、監視基準（土砂災害発生危険基準線）に達したときに、県と気象台が協議のうえ、市町村単位で土砂災害警戒情報を発表する。

イ 解除基準

解除基準は、監視基準について、その基準を下回り、かつ短時間で再び発表基準を超過しないと予想される場合とする。ただし、大規模な土砂災害が発生した場合等には、県と気象台が協議のうえ基準を下回っても解除しない場合もあり得るが、降雨の実況、

土壌の水の含み具合、および土砂災害の発生状況等に基づいて総合的な判断を適切に行い、解除する。

(3) 伝達経路

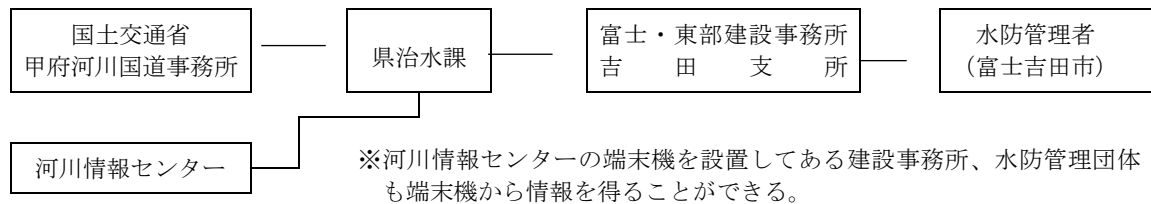
土砂災害警戒情報の伝達は、本節「予報・警報の種類等」「甲府地方気象台の伝達経路」による

4 国土交通省及び県の機関が発表する警報（水防警報）

(1) 水防警報の種類

待機、準備、出動、指示及び解除の5種類とする。

(2) 伝達系統



5 市町村の発令する警報（火災警報）

空気が乾燥し、かつ強風で火災の危険が予想されるとき、市長が発令する。

(注) 甲府地方気象台は次の条件に該当すると予想されるとき、又は該当したときは、消防法第22条第1項に基づき、知事に「火災気象通報」を通報する。

第2 注意報及び警報等の伝達

1 市役所部内の伝達

注意報・警報等の伝達にあたっては、本庁内は庁内放送や招集安否確認システム等で、その他の施設及び機関については、防災行政放送及び電話、電子媒体システムを使用して行うものとする。

2 住民その他関係団体

市長は伝達された警報等を必要に応じて速やかに、次により周知徹底するものとする。

- (1) サイレン又は警鐘
- (2) 防災行政放送
- (3) 広報車
- (4) 市ホームページ
- (5) 携帯電話会社のエリアメール
- (6) データ放送（CATV）
- (7) Lアラート
- (8) ヤフージャパン
- (9) 防災アプリ
- (10) その他

第3 異常現象発見時の通報、伝達

1 異常現象発見時の通報、伝達

- (1) 災害が発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、具体的な情報を速やかに市長又は警察官に通報する。通報を受けた市長又は警察官は、できるだけその現象を確認し事態把握に努めるとともに関係機関に伝達する。

- (2) 地震等により火災が同時多発し、あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関等に通報が殺到したときには、市長はその状況を直ちに県及び消防庁に対して報告する。

2 通報を要する異常現象

(1) 気象関係

強い突風、竜巻、強い降ひょう、激しい雷雨、土石流、堤防の水漏れ、地割れ等

(2) 火山関係

ア 噴火（爆発、溶岩流、泥流、軽石流、火砕流等）及びそれに伴う降灰砂等

イ 火山地域での火映、鳴動の発生

ウ 火山地域での地震の群発

エ 火山地域での山崩れ、地割れ、土地上昇・沈下・陥没等の地形変化

オ 噴気孔の新生拡大、移動及び噴気・噴煙の量・色・温度、昇華物等の顕著な異常変化

カ 火山地域での湧水の新生、枯渇又は量、味、臭い、色、濁度、温度の異常等の顕著な異常変化

キ 火山地域での顕著な地温の上昇、地熱地帯での新生拡大あるいは移動及び草木の立ち枯れ等

ク 火山付近の湖沼、河川の水の顕著な異常変化、量、臭い、色、濁度等の変化、発泡、温度の上昇、魚類の浮上等

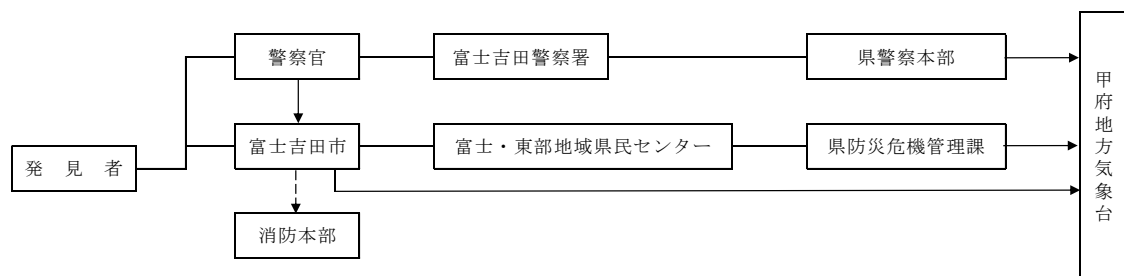
(3) 地震関係

頻発地震、地割れ、山崩れ、断層などの地変現象、地鳴りなどの付随現象等

3 通報手段

固定電話又は公衆電話等の有線施設、携帯電話等によるか、それぞれの施設に設置された無線設備（防災行政無線等）による。

4 伝達系統



第4 被害情報の収集伝達

(1) 被害情報の収集伝達

総合防災情報システムにより被害情報を収集するとともに地理空間情報（地理空間推進基本法（平成19年法律第63号）第2条第1項に規定する地理空間情報）及びS I P 4 D（基盤的防災情報流通ネットワーク：Shared Information Platform for Disaster Management）の活用を努める。

被害情報の収集伝達は、状況に応じて防災行政無線、電話、FAX、インターネット等の通信手段を活用する。

各通信手段の利用方法については、平常時より使用方法について習得しておく

(2) 被害規模の早期把握のための活動

ア 県などが行う情報収集

(ア) 県は、災害発生直後において、概括的被害情報、ライフライン被害の範囲、医療機関へ来ている負傷者の状況等、被害の規模を推定するための関連情報の収集にあたる。

(イ) 国又は県は、土石流や地すべりなどによる重大な土砂災害が急迫した場合、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づく緊急調査を実施し、被害の想定される区域や時期などの土砂災害緊急情報について、市長、関係機関等に周知する。

イ 消防防災ヘリコプターによる情報収集

県は、状況に応じて消防防災ヘリコプターを出動させ、上空からの映像情報等により、被害情報の収集を行う。

(3) 被害情報の収集・連絡

ア 市は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、土砂被害の発生状況等の情報を県の出先機関、消防機関、警察署等と協力し、収集するとともに、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告するものとする。

ただし、消防組織法第40条に基づく県の「火災・災害等即報要領」の直接即報基準に該当する火災・災害等が発生した場合及び通信の途絶等により県に報告が不可能なときには、市は、直接消防庁に対し報告をするものとする。

なお、消防庁長官から要請があった場合は、第一報後の報告についても、引き続き消防庁に対して行うものとする。

イ 消防機関は、119番通報が殺到した場合には、その情報を直ちに県及び消防庁に報告するものとする。

ウ 市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したとき、その状況を直ちに電話により県へ報告するものとする。

エ 県は、消防組織法第40条に基づく県の「火災・災害等即報要領」により、市からの報告を入手後速やか消防庁へ報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。市からの報告を待たずして情報を入手した場合についても同様とする。また、県警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡するものとする。

第5節 災害通信計画

予報、警報の伝達、災害情報の収集、被害状況等の報告その他災害応急対策の実施に必要な通知、要請等の通信の迅速、円滑な運用を確保するため、通信設備の優先利用、非常通信の利用、放送の要請等について定めるものとする。

第1 災害時における通信の方法

市は、災害時における通信連絡を的確に伝達するため、必要な通信手段を確保するとともに、情報の内容に応じてそれらの通信手段の機能を活かした適切な利用方法で情報連絡を行う。

1 通信施設の現況

本市の通信施設としては、次の施設が設備されている。この中から状況に適した通信施設を用い、必要な情報や被害状況等を伝達又は報告するものとする。

(1) 県防災行政無線

県防災行政無線は、県と県内各市町村、消防本部、県出先機関とを有機的に結んでいる。

市は、県防災行政無線を活用して県と情報連絡を行うとともに、県出先機関や近隣市町村等との連絡に活用する。

(2) 市防災行政放送

市は、各地区住民等への広報、市本部と災害現場等との通信連絡等のため、市防災行政放送を活用し通信の確保を図る。

(3) 市消防団無線

市は、必要に応じ、市防災行政用放送と併用して、市消防団に設置する消防団無線設備を活用する。

(4) 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話等を含む。）

配備要員への連絡手段とし、また出先機関や関係機関・団体等との連絡手段として、一般加入電話を活用する。また、配備要員では、招集安否確認システムの活用も図る。

資料編	・市防災行政用無線設置状況（P40） ・市防災行政用放送設置状況（P41）
-----	--

2 関係機関等への連絡方法

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に、次の連絡方法により関係機関等に報告又は通報する。

市	↔	県	=	県防災行政無線・N T T回線
市	↔	富士吉田消防署	=	N T T回線
市	↔	富士吉田警察署	=	N T T回線
市	↔	消防団	=	N T T回線、消防団無線
市	↔	自主防災組織	=	N T T回線・防災行政無線（同報系）・広報車

第2 災害時優先電話の利用

災害時優先電話

災害時、電話がふくそうし、かかりにくい場合には、あらかじめN T T東日本に登録してある災害時優先電話を使用して、防災関係機関、指定避難所、公共施設等との通信を確保する。

なお、災害時優先電話は受信用には使用せず、発信専用として活用することを職員に徹底する。

第3 他の機関の通信設備の利用

災害時において自己の管理する通信設備が使用できない状態になったとき、又は緊急を要するため特に必要があるときは、警察、地方整備局等の専用の有線通信設備又は無線設備を、あらかじめ協議で定めた手続により利用して通信することができるので、平常時から最寄りの専用通信設備を有している機関と十分協議を行い、利用の手続、通信の内容等について具体的に協定しておくものとする。

市域における他機関の通信施設は、資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・市内における無線局一覧（P 45）

第4 非常通信の利用

非常災害に際し、有線通信が途絶したとき、又は自己の無線局が不通になったときは、最寄りの無線局に非常通信を依頼して通信することができるので、平常時から最寄りの官公署、会社、アマチュア等の無線局と十分協議を行い、非常通信が円滑に運用されるよう配慮しておくものとする。

1 非常通信により通信することのできる内容

- (1) 人命の救助に関するもの
- (2) 天災の予報及び天災その他の災害の状況に関するもの
- (3) 緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料
- (4) 非常事態が発生した場合に総務大臣が命令して無線局に非常通信を行わせるための指令及びその他の指令
- (5) 非常事態に際して事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関するもの
- (6) 暴動に関する情報連絡及び緊急措置に関するもの
- (7) 非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関するもの

- (8) 避難者の救援に関するもの
- (9) 非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関するもの
- (10) 鉄道線路、道路、電力設備、電信電話設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬要員の確保その他緊急措置に関するもの
- (11) 中央防災会議、非常災害対策本部、地方防災会議及び災害対策本部相互間に発受する災害救助その他緊急措置を要する労務、施設、設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関するもの
- (12) 災害の救援に必要な関係を有し、人心の安定上必要な緊急を要するニュースを新聞上、通信社又は放送局が発受するもの

2 非常通信の依頼手続

- (1) 電報頼信紙又は適宜の用紙に片仮名で書く。
- (2) 通報は何通でも依頼できるが、1 通の通報文は本文200字以内とする。
- (3) あて先は、受信人の住所、氏名及びわかれば電話番号をはっきり記載する。
- (4) なるべく本文の末尾に発信人名を記載する。
- (5) 用紙の余白に「非常」と記載するとともに、発信人の住所、氏名及び電話番号をも記載する。

3 非常通信の料金

- (1) 東日本電信電話株式会社以外の無線局に依頼する場合、原則として無料
- (2) 東日本電信電話株式会社の無線局に依頼又は利用する場合（非常電報が伝送される途中において東日本電信電話株式会社の無線局を利用する場合も含む。）は、特別の場合を除き有料

第5 インターネットシステムの活用

- 1 災害時には、インターネットにより、県から次の災害情報を取得することができる。
 - (1) 県ホームページに掲載される最新の気象情報
 - (2) 県ホームページに掲載される災害情報に関する各種情報
- 2 市もホームページを開設しているので、災害時には災害情報等を掲載し、広く住民に周知するものとする。

第6 GIS（地理情報システム）の活用

都市型災害に迅速に対応するためには、道路網等地理的情報だけでなく、道路の幅員、一方通行路、渋滞の状況、ビルの階数、消火栓及びライフラインの位置等総合的な情報を総合的にかつ短時間に判断しなければならない。

GIS（地理情報システム）は、これらの情報をデータに蓄積すると同時に、速やかに検索し、災害応急対策及び復旧対策が迅速にできるよう開発されたシステムであるが、本市においてもその活用を図っていくものとする。

第7 放送の要請と通信確保手段

1 放送の要請

市長は、災害に関する通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合で、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は不通の通信方法では到底間に合わない等のときは、あらかじめ協議で定めた手続きにより、放送局に放送を要請することができる。

県では、県内各放送局との間に「災害時における放送要請に関する協定」を資料編に掲げるとおり結んであり、市においてはこの協定を準用して放送を要請することができるので、これに関

する取扱いの円滑な実施を図るため、平常時から関係放送局と十分協議しておくものとする。

資料編 ・ 県と県内放送局との間の放送要請に関する協定先一覧（P32）

2 通常の通信経路途絶時の通信確保

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、資料編に掲げる機関の伝達手段により通信を確保する。

資料編 ・ 通信経路途絶時の伝達手段一覧（P48）

第8 CATVの活用

市民への直接的な情報の周知方法として、CATV富士五湖があり、災害時においても被害状況、生活情報等の地元に密着した情報の伝達手段として有効である。市は、CATV社と災害情報に際して放送協定を締結しているので、その内容が迅速に実施できるよう平時から体制の確認や連携を図っておくものとする。

資料編 ・ 災害防災情報等の放送に関する協定書（P29）

第9 アマチュア無線の活用

災害により通信連絡が困難になった場合、又は市が行う情報収集・伝達活動を補完する必要がある場合には、市内アマチュア無線局に対して情報収集及び伝達活動の協力を依頼する。なお、平時から訓練等を通じて、災害時の個人情報の取扱いや運用について検討に務めるものとする。

第10 急使による連絡

通信網が全滅したときは、自動車、オートバイ、自転車、徒歩等により急使を派遣して連絡しなければならないが、多くの場合、道路の不通が予想されるので、これらの連絡方法を具体的に定め要員を確保しておくものとする。

第6節 雪害予防計画

大雪に対する災害予防活動の円滑な推進を図り、雪害による地域経済活動の停滞防止及び市民の生活環境の維持向上に資するため、雪害予防及び雪害対策に万全を期する。

第1 雪害予防体制の整備

- 1 雪害対策の即応性を図るため、職員の配備体制や情報連絡体制の整備を図るものとする。
- 2 市は早期に気象情報を収集し、雪害対策における県及び関係機関相互の連絡体制を構築すると共に情報交換を行い雪害の発生に備える。
- 3 市民に対する防災知識の普及啓発、特に、食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策等及び除排雪等にかかる注意喚起を継続的に行う。

第2 除雪力の充実強化

1 除雪体制の強化

(1) 円滑な除雪体制の構築

大雪時により効果的な除雪ができるよう、主要路線の集中除雪、除雪路線外路線の除雪等、より実効的な除雪計画及び除雪マニュアルを作成し対応する。

(2) 優先道路の除雪

住民の生命を守る消防署の周辺道路及び市立病院へのアクセス道路等については、優先的に除雪する。

(3) 優先施設の除雪

公共機関及び公共施設、特に下記①～④の施設について、施設の出入りの妨げにならないように留意する。

①水道施設

②電力施設

③ガス施設

④通信施設

(4) 除雪業者への協力要請

円滑な通行を確保するために、除雪業者に対して除雪路線の早期除雪を要請する。

(5) 住民への的確な情報発信体制の構築

市民が欲している市内の除雪状況・交通状況等の情報について、ライブ映像、データ放送及びコミュニティFM等の各種方法を用いて、リアルタイムに発信していく。

(6) 自助共助の必要性・重要性の啓蒙

市民に対し自助共助の必要性・重要性について啓蒙し、併せて共助の根幹となる地域コミュニティの重要性、必要性についても啓蒙していく。

2 関係機関との連携等

(1) 国及び県との連携

円滑な車両通行を確保するために、国道・県道の除雪を担当する国及び県との連携強化を図る。

(2) 自治会、自主防災会、民間事業者等への協力要請

市内全域の除雪及び除雪困難者等からの要請など組織的な除雪の必要性が生じた場合は、自治会、自主防災会、民間事業者等の協力を仰ぎながら、市民一丸となった除雪や除雪班の編成による除雪を実施する。

(3) ボランティアの受入れ態勢の構築

除雪困難者への除雪支援策として、市と社会福祉協議会が連携し、ボランティアの受入れ態勢を構築する。

3 排雪場の確保

(1) 市有地及び市有施設の利用

市有地及び市有施設の利用については、積極的に排雪場として利用することを検討する。

(2) 県有地への排雪の協議

県立富士北麓駐車場などは、広大な土地を有している施設であるので、排雪場所として利用できるよう県と協議する。

(3) 民間の遊休地の調査（特に市街地）

一定の面積がある民間の遊休地を調査し、借り上げることを検討する。

(4) 北富士演習場への排雪の協力要請

防衛省や恩賜林組合等の関係機関と協議を重ね、より円滑な搬入に向け、協力を要請する。

4 市有の重機等の配備

市有のホイロローダー、ミニホイロローダー等の重機等を配備し、除雪業者と連携する中で、機動的かつ柔軟に除雪を実施する。

資料編 ・ 除雪資機材一覧（P86）

5 通学路の確保

車道の除雪を優先して行った後、速やかに歩道などの通学路の除雪を行えるような体制を構築する。

また、歩道の確保ができない通学路については、より危険性が増す通行となるため、機動的に登校指導体制を構築する。

第3 居住困難者及び帰宅困難者への支援体制の強化

1 基幹コミセンや地区会館等の開設

居住困難者及び帰宅困難者の受入体制として、基幹コミセン、地区会館、及び「道の駅 富士吉田」を避難所として開設する。

2 ホテル等への協力要請

市内のホテル等の施設に受入の協力を要請する。

第4 要配慮者等の避難（支援）体制の強化

1 情報伝達体制の整備に努め、視聴覚障害者に対する情報伝達を確実に実施する。

2 基本的に在宅避難を推奨する。ただし、市内の雪崩等の発生の恐れのある危険地域に居住する要配慮者に対しては早めの避難を促す。

3 高齢者等避難の発令などにより、早めの避難の必要性が発生した場合は、速やかに避難所を開設する。

4 避難所に要配慮者がいる場合は、市災害対策本部及び関係機関が連携し、適切な措置を講ずる。

5 避難した要配慮者等の状態により、社会福祉施設等への搬送が必要となった場合は関係機関との調整を図り、緊急入所又は病院等への入院の手続きを行うものとする。

6 在宅慢性疾患患者、人工呼吸器及び人工透析患者等特に配慮が必要なものに対しては、病院、消防署等と連携し、体制の強化を図る。

7 社会福祉協議会及びボランティアの協力を得て、要配慮者等の避難（支援）体制の強化を図る。

第5 農業関連施設の雪害対策

ビニールハウスなど雪害を受ける恐れのある農業関連施設の保有者に対して、耐雪性のある構造を用いたり、気象情報の早期入手により事前に雪害予防対策をとるよう周知する。

第6 ごみの収集体制の強化

大雪時の業務体制を構築するため、環境事業協同組合との協議により、大雪による収集体制をマニュアル化し、より速やかなごみ収集体制の復旧と受入態勢の強化を図る。

第7 住民の安全確保等

1 建物の雪害予防

(1) 公共施設の施設管理者は、雪害における建築物の損壊を防ぐため、必要に応じて、修繕等を実施するとともに、除雪対策を講じる。

(2) 屋根の雪おろしや、雪底除去等による事故防止のため、市民に対し、次のような留意事項の啓発に努める。

ア 雪おろし中の転落による事故防止

イ 屋根からの落雪による事故防止

ウ 非常時における出入り口の確保

エ プロパンガス等の安全確認

2 消防水利の確保

消防水利を確保するため、消防団、自治会、自主防災会等の協力をあおぎ、消火栓及び防火水槽のマンホールの除雪を実施し、消火活動に万全を期する。

第8 広報活動

市民に対し食料・飲料水等の備蓄、非常持出品の準備等、家庭で実施する予防・安全対策及び降積雪時にとるべき行動などについて、防災知識の普及啓発を図る。また、道路交通に関しては、集中的な大雪が予測される場合において、不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて、周知に努めるものとする。

第9 生活関連施設の安全対策の推進

1 水道施設安全対策

市は、雪害時における水道水供給施設の被害を未然に防止するとともに、被災した場合の各施設の機能を維持するために万全を期す。

2 電気施設安全対策

東京電力パワーグリッド(株)山梨総支社は、雪害時における電力供給施設の被害を未然に防止するとともに、被災した場合の各施設の機能を維持するために万全を期す。

3 ガス施設安全対策

ガス事業者は、雪害時におけるガス供給施設の被害を未然に防止するとともに、被災した場合の各施設の機能を維持するために万全を期す。

4 通信施設安全対策

東日本電信電話(株)山梨支店は、雪害時の電気通信の途絶及び混乱等を未然に防止するとともに、被災した電気通信施設の早期復旧のために万全を期す。

第10 鉄道施設対策

富士急行株式会社は、雪害時における旅客の安全と円滑な輸送を確保するために、万全を期す。

第11 災害協定による支援体制について

必要とする業種の企業や団体と災害協定を締結し、災害からのいち早い復旧に向けた体制を構築する。

第7節 被害状況等報告計画

災害応急対策実施のため必要な被害状況等の報告（以下「被害報告」という。）については、本計画の定めるところにより行うものとする。

なお、災害対策本部が設置されない場合における被害報告については、本計画に準じて行うものとする。

第1 被害報告についての協力

市防災会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長及び関係地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行関係、指定公共関係及び指定地方公共機関並びにその他の関係者に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めることができるのでこれを活用する。（災対法第21条）

第2 被害状況の調査

被害状況の正確な情報は、災害応急対策等の基礎的要件として不可欠のものであるので、市は、次により災害情報を迅速かつ的確に収集する。

1 各部における調査

各部は、関係団体等の協力を得て、所管の被害状況調査を実施する。

なお、今後の応急復旧活動等を行う上での重要な資料となり、また災害救助法の適用基準等の資料ともなるので、被害調査を行うに当たっては、できるだけ正確に被害状況を把握する。

被害状況等の調査報告及びとりまとめ担当課は、次のとおりとする。

担当			協力団体等	調査事項
部	班	調査責任者		
企画部	安全対策班	安全対策課長		他部・班に属さない一般被害及び応急対策状況の総括
総務部	管財契約班	管財契約課長		市庁舎等の被害
	税務班	税務課長	自治会長 自主防災会長等	民間建物等及び固定資産の被害
市民生活部	福祉班	福祉課長	民生委員、各施設 管理者等	地域福祉交流センター等社会福祉施設の被害
	子育て支援班	保育・幼稚園室長		保育園・福祉ホール等の施設の被害
	健康長寿班	健康長寿課長		富士北麓総合医療センター等の医療施設の被害
	環境美化 センター班	環境美化 センター所長	各施設管理者	ごみ処理、し尿処理施設の被害

産業観光部	富士山班	富士山課長	(財) ふじよしだ 観光振興サービス	リフレふじよしだ等観光施設の被害
	農林班	農林課長	農業委員、クレイ ン農業協同組合、 富士北麓森林組合	農産物、林産物、農林業施設、農地及び 山林の被害
都市基盤部	道路公園班	道路公園課長	富士吉田建設安全 協議会	道路、橋梁、河川等市の管理する公共 土木施設の被害
	建築住宅班	建築住宅課長	山梨県建築士会	指定避難所施設等の応急危険度判定
	上下水道管 理班	上下水道管理 課長	富士吉田市管工事 協会	配水場等水道施設の被害
	上下水道工 務班	上下水道工務 課長	民間協力会社	下水道施設の被害
市立病院	病院班	管理課長		病院施設の被害
教育委員会	学校教育班	学校教育課長	各学校長	小・中学校等教育関係施設の被害
	学校給食 センター班	学校給食 センター課長	各施設管理者	学校給食センター等の給食施設の被害
	生涯学習班	生涯学習課長		鐘山スポーツセンター等の社会体育施 設の被害
	図書館班	図書館長		図書館、市民会館の被害
	歴史文化班	歴史文化課長		歴史民俗博物館の被害

2 各地区の被害調査

各地区の被害状況は、調査班を編成して、消防団、自主防災会の協力を得て、調査に当たる。

3 郵便局との連携強化

市は、富士吉田郵便局ほか市内郵便局とあらかじめ締結している覚書に基づき、当該郵便局が収集した被災状況等の情報を相互に情報交換し、市内及び市周辺の被災状況等を把握する。

資料編 ・災害発生時等における富士吉田と富士吉田市内郵便局の協力に関する協定（P31）

4 関係機関からの情報収集

市は、消防、警察、富士・東部建設事務所など関係機関と連絡を密にし、必要な情報を収集する。

5 県への応援要請

被害が甚大のため市において調査が不可能のとき、又は調査に専門的な技術を必要とするときは、県に応援を求めて実施する。

6 市防災会議構成機関における相互連絡

市防災会議構成機関はそれぞれ収集した被害状況等を、必要に応じて市と相互に連絡するもの

とする。

第3 情報のとりまとめ

各部が収集した被害状況や関係機関から入手した情報等は、安全対策班長がとりまとめ、企画部長により本部長に報告する。

第4 災害情報の報告等

1 県等への報告

本部長は、企画部長からの報告に基づき、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県に報告する。

ただし、通信の途絶等により県に報告が不可能なとき、又は直接即報基準に該当する場合は、消防庁に直接報告するものとする。

〈県への報告先〉

名 称	電話番号	F A X 番号	衛星系無線番号	所 在 地
富士・東部地域県民センター	0554—45—7801	0554—45—7804	420—2020	都留市田原2—13—43
防災局防災危機管理課	055—223—1430	055—223—1429	200—2511	甲府市丸の内1—6—1

〈消防庁への報告先〉

区分 回線別		通常時 ※消防庁震災等応急室	夜間・休日等 ※消防庁宿直室
N T T 回線	電 話	03—5253—7527	03—5253—7777
	F A X	03—5253—7537	03—5253—7553
地域衛星通信 ネットワーク	電 話	048—500—7857	048—500—7782
	F A X	048—500—7537	048—500—7789

2 消防機関への通報殺到時の措置

市は、消防機関へ通報が殺到する情報を覚知したときは、その状況を直ちに電話により県へ報告するとともに、消防庁に対しても報告するものとする。

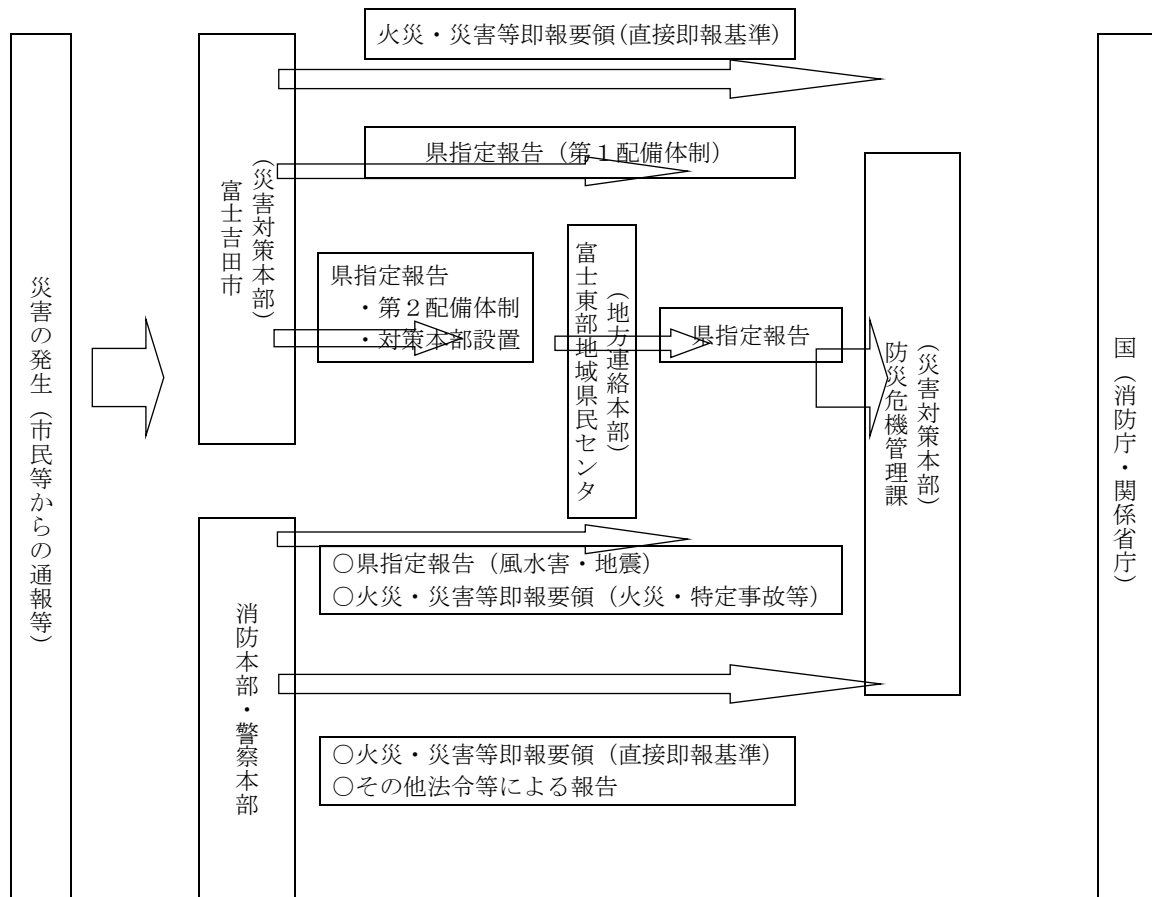
3 応急対策活動情報の連絡

市は、県に応急対策の活動状況、対策本部の設置状況等を連絡し、応援の必要性等を連絡するものとする。

4 被害報告の種別

県等に対する被害報告の種別は、次のとおりであり、報告系統図は、図のとおりである。

<報告系統図>



(1) 県指定に基づく被害報告

ア 様式

県指定に基づく被害報告は、次の様式によるものとする。

- (ア) 市町村被害状況票（様式第1号）
- (イ) 市町村災害対策本部設置状況・職員参集状況票（様式第2号）
- (ウ) 避難所開設状況一覧表（様式第3号）

資料編 ・ 県民センターへの報告様式（様式第1号～様式第3号）（P87）

イ 報告ルート

- (ア) 第1配備態勢【大雨警報、洪水警報、大雪警報、火口周辺警報（レベル2）、震度4の地震の観測】

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市・県警察本部・消防本部→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） ↑ 直接即報基準
人、建物	市	市→防災危機管理課→消防庁等
農水産物	市	市→富士東部農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農業用施設	市 富士東部農務事務所	市→富士東部農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課

林 業 施 設	市 ほ か	市ほか→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川 砂防、ダム、都市 建築、崖崩れ 下水道	各 管 理 者	富士東部建設事務所 管理者→下水道事務所 →各主管課→道路管理課→治水課→防災危機管理 課 ダム事務所
発 電 施 設	各 発 電 施 設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者→防災危機管理課

〔火口周辺警報（レベル２）〕

被 害 区 分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総 括 情 報	市 県 警 察 本 部 消 防 本 部	市・県警察本部・消防本部→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） ↑ 直接即報基準
森林、道路、観光 農業、砂防	市 富士・東部地域 県 民 セ ン タ ー	市・富士・東部地域県民センター→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

（イ） 第２配備態勢【噴火警報（レベル３）、震度５弱・強の地震の観測】

被 害 区 分	調査報告主体	報 告 ル ー ト
総 括 情 報	市 県 警 察 本 部 消 防 本 部	市→地域県民センター→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） ↑ 直接即報基準 県警察本部・消防本部→防災危機管理課
人 、 建 物	市	市→富士東部保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
病 院	各 施 設 管 理 者	施設管理者→富士東部保健福祉事務所→医務課→福祉保健総務課→防災危機管理課
社 会 福 祉 施 設	各 施 設 管 理 者	施設管理者→富士東部保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課
水道、清掃施設	市	市→富士東部保健福祉事務所→福祉保健総務課→防災危機管理課 市→富士東部林務環境事務所→環境整備課→防災危機管理課
農 水 産 物	市	市→富士東部農務事務所→農業技術課→防災危機管理課
農 業 用 施 設	市 富士東部農務事務所	市→富士東部農務事務所→耕地課→農業技術課→防災危機管理課
林 業 施 設	市 富士東部林務環境 事 務 所	市→富士東部林務環境事務所→各主管課→森林環境総務課→防災危機管理課
道路、橋梁、河川 砂防、ダム、都市 建築、崖崩れ 下水道	各 管 理 者	管理者→富士東部建設事務所 →下水道事務所 →各主管課→道路管理課→治水課→防災危機管理課 →ダム事務所
発 電 施 設	各 発 電 施 設	各発電施設→企業局電気課→防災危機管理課
ライフライン	各 事 業 者	各管理者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

〔噴火警報（警戒レベル3）〕

被害区分	調査報告主体	報告ルート
総括情報	市 県警察本部 消防本部	市→地域県民センター→県（防災危機管理課）→国（消防庁、関係省庁等） ↑ 県警察本部・消防本部→防災危機管理課 直接即報基準
その他情報	市 各管理者等	市・各管理者等→地域県民センター→各主管課→防災危機管理課
ライフライン	各事業者	各管理者→防災危機管理課

※各出先機関は、被害状況を本庁各主管課に報告すると同時に地域県民センターにも報告する。

（ウ） 第3配備態勢（災害対策本部設置）

被害区分	調査報告主体	報告ルート
被害状況	住民・自主防災会 事業者・管理者 市	住民等→市災害対策本部→地方連絡本部（地域県民センター）→県災害対策本部→国（消防庁、関係省庁等）

（エ） その他の報告ルート

被害区分	調査報告主体	報告ルート
商工関係	商工会議所	商工会議所→商工総務課→防災危機管理課
文教施設	各管理者	市 →教育事務所→教・総務課→防災危機管理課 私学管理者 →私学文書課 →防災危機管理課 県立学校管理者 →教・総務課 →防災危機管理課
県有施設	各管理者	教育委員会関係 各管理者 →教・総務課 →防災危機管理課 企業局関係 各管理者 →企・総務課 →防災危機管理課 上記以外 各管理者 →管財課 →防災危機管理課

（2） 災害報告取扱要領に基づく被害報告

ア 様式

災害報告取扱要領に基づく被害報告は、次の様式によるものとし、報告にあたっての判定基準は、資料編に掲げる「被害程度の判定基準等」によるものとする。

（ア） 災害確定報告（様式第1号）

（イ） 災害中間年報（様式第2号）

（ウ） 災害年報（様式第3号）

資料編 ・「災害報告取扱要領」に基づく被害報告様式（様式第1号～様式第3号）（P90）
・被害程度の判定基準等（P93）

イ 被害状況等の報告

市は、把握した被害状況について必要な事項を県に報告するものとする。

ウ 報告すべき災害

この要領に基づき報告すべき災害は、おおむね次のとおりとする。

（ア） 災害救助法の適用基準に合致するもの

（イ） 市が災害対策本部を設置したもの

（ウ） 災害が当初は軽微であっても、2都県以上にまたがるもので、一の都県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

（エ） 災害による被害に対して、国の特別財政援助を要するもの

（オ） 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等から見て、報告する必要があると認められ

るもの

エ 報告の種類、期日等

(ア) 報告の種類、提出期限、様式及び提出部数は、次の表のとおりとする。

報告の種類	提出期限	様式	提出部数
災害確定報告	応急対策を終了した後20日以内	様式第1号	1部
災害中間年報	12月20日	様式第2号	1部
災害年報	4月30日	様式第3号	1部

(イ) 災害中間年報は、毎年1月1日から12月10日までの災害による被害の状況について、12月10日現在で明らかになったものを報告するものとする。

(ウ) 災害年報は、毎年1月1日から12月31日までの災害による被害の状況について、翌年4月1日現在で明らかになったものを報告するものとする。

第5 報告項目の順位

災害の種類、規模等により異なるが、被害状況の報告項目のうち、おおむね人的被害及び住家の被害を優先的に報告するものとする。

ただし、この順位によることができないときは、判明したものから逐次報告するものとする。

第6 被害程度の判定基準

被害程度の判定は、災害応急対策の実施に重大な影響を及ぼすものであるから、適正に行うよう努めるものとし、その基準は資料編に掲げるとおりである。

資料編 ・ 被害程度の判断基準等 (P93)

第8節 自衛隊災害派遣要請計画

災害発生時及び災害による被害は発生していないが、まさに発生しようとしている状況において、人命及び財産の救援のため、必要かつやむを得ない場合は、知事に対して自衛隊の派遣の要請を依頼するものとする。

第1 自衛隊の派遣要請

自衛隊の要請は、原則として、次の要件を満たす場合に要請するものとする。

公 共 性	公共の秩序を維持するため、人命・財産を社会的に保護しなければならない必要性があること。
緊 急 性	災害の状況から、直ちに対処しなければならない状況であること。
非 代 替 性	他の機関では対処不能か、能力が十分でなく、自衛隊で対処する必要性があること。

第2 災害派遣要請の範囲

自衛隊の災害派遣を要請できる範囲はおおむね次による。

区 分	内 容
被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した方法により情報収集活動を行い被害状況を把握
避難の援助	避難者の誘導、輸送等
避難者等の捜索救助	行方不明者、負傷者等が発生した場合、通常他の救援活動に優先して捜索、救助
水防活動	堤防、護岸等決壊したときの土のう作成、運搬、積込等
消防活動	消防機関に協力（航空機等を含む。薬剤等は関係機関提供）
道水路啓開	道路若しくは水路の障害物等の啓開又は除去
応急医療、救護、防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫（薬剤等は関係機関提供）
緊急輸送	緊急患者、医師及び救助物資の緊急輸送
炊飯、給水	被災者に対する炊飯及び給水
救援物資の貸付、譲与	「防衛省の管理に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する内閣府令」（昭和33年総理府令第1号）に基づく被災者に対する救援物資の無償貸与又は譲与
危険物の保安及び除去	能力上可能なものについて、火薬類・爆発物等危険物の保安措置及び除去
予防派遣	被害がまさに発生しようとしているときでやむを得ない事態であると認められる場合
その他	臨機の必要に対し、能力上対処可能なものについての所要の措置

第3 災害派遣要請依頼要領等

1 災害派遣要請の依頼

- (1) 市長は、市の地域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において応急措置を実施するため必要があると認めるときは、災対法第68条の2に基づき、知事に対し、要請をするよう求めることができる。

- (2) また、事態が急迫し、知事に依頼することができないときは、市長は、直接部隊（第一特科隊）に通知するものとする。この場合は、市長は速やかにその旨を知事に通知するものとする。

＜緊急時連絡先＞

部隊名	電話番号		FAX番号	防災行政無線
	昼間	夜間		衛星系
陸上自衛隊第1特科隊 (陸上自衛隊北富士駐屯地)	(0555) 84—3135 84—3136 (内線238)	(0555) 84—3135 〔内線280〕 又は302	(0555) 84—3135 84—3136 (内線353)	916—435

(3) 災害派遣の要請手続

部隊等の派遣を要請しようとする場合には、次の事項を明らかにし、県総務部防災危機管理課へ提出するものとする。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
- エ その他参考となるべき事項

2 自衛隊の自主出動

自衛隊は、特に急を要し、要請権者からの要請を待ついとまがないと認められるときは、独自の判断によって出動することができる。

資料編 ・ 自衛隊災害派遣要請依頼書（P96）

第4 災害派遣部隊の受入れ体制

1 他の機関との競合重複排除

市長は、自衛隊の作業が他の機関と競合重複することなく最も効率的に作業を分担できるよう配慮するものとする。

2 作業計画及び資機材の準備

市長は、自衛隊の作業について先行性のある計画を次の基準により樹立するとともに、十分な資材を準備し、かつ、作業に関係のある管理者の了解を取り付けるよう配慮するものとする。

- (1) 作業箇所及び作業内容
- (2) 作業の優先順位
- (3) 資材の種類別保管（調達）場所
- (4) 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

3 自衛隊との連絡窓口の一本化

派遣された自衛隊との連絡窓口を安全対策課に設置するものとする。

4 派遣部隊の受入れ

市長は、派遣された部隊に対し、次の施設等を準備するものとする。

- (1) 本部事務室

- (2) 宿舎
- (3) 材料置場、炊事場（野外の適当な広さを有するものとする。）
- (4) 駐車場
- (5) 指揮連絡用ヘリコプター発着場

2方向に障害物のない広場（UH—1型 1機約50メートル×50メートル）

資料編	・ 場外離着陸場一覧（P49） ・ 自衛隊宿泊予定施設 → 鐘山体育館
-----	--

第5 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、災害派遣部隊の撤収要請を知事に依頼する場合は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう、知事及び派遣部隊長と協議して行う。

第6 経費の負担区分

自衛隊の救援活動に要した経費は、原則として派遣を受けた市が負担するものとし、その内容はおおむね次のとおりとする。

- 1 派遣部隊が救援活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上げ料及び修繕費
- 2 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の使用料及び借上げ料
- 3 派遣部隊の宿営及び救難活動に伴う光熱、水道、電話料等
- 4 派遣部隊の救援活動実施に際し生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
- 5 その他疑義のあるときは、自衛隊と市で協議するものとする。

第9節 県消防防災ヘリコプター出動要請計画

災害の状況に応じ、県消防防災ヘリコプターによる応急活動が必要と判断した場合は、速やかに県に対し消防防災ヘリコプターの出動を要請し、被害の情報収集、救出・救助活動等を行うものとする。

第1 要請の範囲

市長は、次のいずれかの事項に該当し、航空機の活動を必要と判断する場合には、「山梨県消防防災ヘリコプター応援協定」に基づき、知事に対し応援要請を行う。

- 1 災害が、隣接する市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- 2 市の消防力のみでは防ぎょが著しく困難な場合
- 3 その他救急救助活動等において航空機による活動が最も有効な場合

第2 消防防災ヘリコプター緊急運航基準

1 基本要件

消防防災ヘリコプターの緊急運航は、原則として、次の基本要件を満たす場合に要請することができる。

公 共 性	災害等から住民の生命、財産を保護し、被害の軽減を図る目的であること。
緊 急 性	差し迫った必要性があること。（緊急に活動を行わなければ、住民の生命、財産に重大な支障が生ずるおそれがある場合）
非 代 替 性	消防防災ヘリコプター以外に適切な手段がないこと。（既存の資機材、人員では十分な活動が期待できない、又は活動できない場合）

2 緊急運航基準

消防防災ヘリコプターの緊急運航基準は、次のとおりである。

(1) 災害応急対策活動

- ア 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察、情報収集活動を行う必要があると認められる場合（地震の場合は、震度5弱以上で情報収集に出動）
- イ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、緊急に救援物資・人員等を搬送する必要があると認められる場合
- ウ 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で、災害に関する情報及び避難命令等の警報、警告等を迅速かつ正確に伝達するため必要があると認められる場合
- エ その他、消防防災ヘリコプターによる災害応急対策活動が有効と認められる場合

(2) 火災防ぎょ活動

- ア 林野火災等において、消防防災ヘリコプターによる消火が有効であると認められる場合
- イ 交通遠隔地の大規模火災等において、人員、資機材等の搬送手段がない場合、又は消防防災ヘリコプターによる搬送が有効と認められる場合
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる火災防ぎょ活動が有効と認められる場合

(3) 救助活動

- ア 水難事故及び山岳遭難等における人命救助
- イ 高速自動車道及び自動車専用道路上の事故における人命救助
- ウ その他、消防防災ヘリコプターによる人命救助の必要がある場合

(4) 救急活動

- ア 交通遠隔地において、緊急医療を行うため、医師、機材等を搬送する必要があると認められる場合
- イ 高度医療機関での処置が必要であり、緊急に転院搬送を行う場合又は搬送時間の短縮を図る場合で、医師がその必要性を認め、かつ、医師が搭乗できる場合

第3 緊急運航の要請

市長は、消防防災航空隊に対して電話等により、次の事項を明らかにして速報後、消防防災航空隊出場要請書によりFAXで行うものとする。

- 1 災害の種別
- 2 災害の発生場所及び災害の状況
- 3 災害発生現場の気象状態
- 4 飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- 5 災害現場の最高指揮官の職・氏名及び連絡手段
- 6 応援に要する資機材の品目及び数量
- 7 その他必要な事項

第4 受入れ体制

緊急運航を要請した場合、市は、消防防災航空隊と緊密な連携を図るとともに、必要に応じ次の受け入れ体制を整えるものとする。

- 1 離着陸場所の確保及び安全対策
- 2 傷病者等の搬送先の離着陸場所及び病院等への搬送手配
- 3 空中消火基地の確保
- 4 その他必要な事項

資料編 ・ 場外離着陸場一覧 (P49)

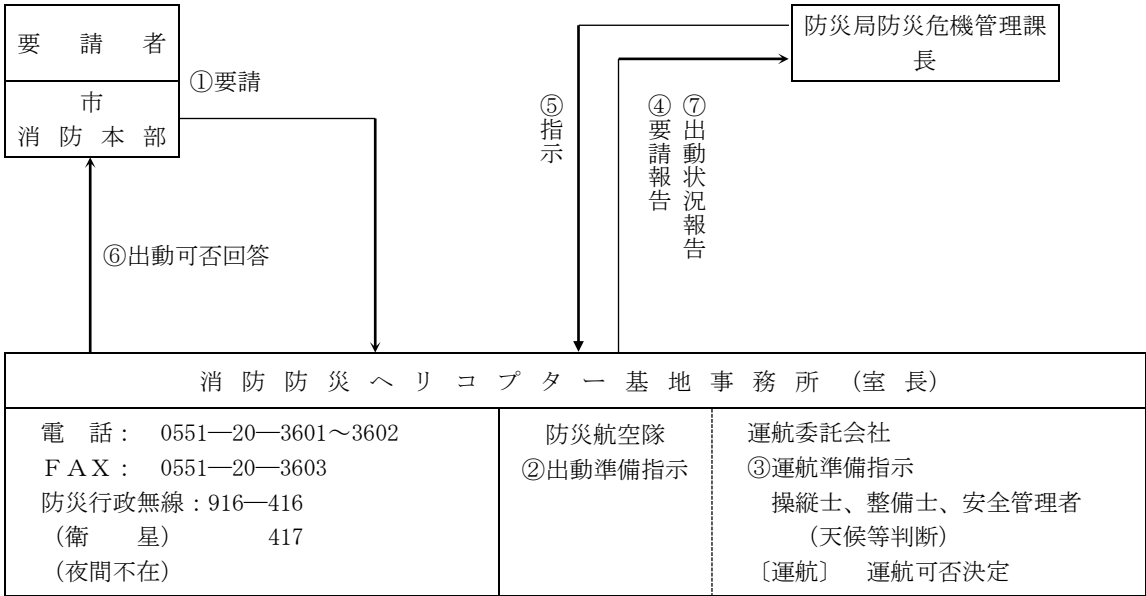
第5 経費負担

協定に基づき応援を要請した際に要する運航経費は、山梨県が負担するものとする。

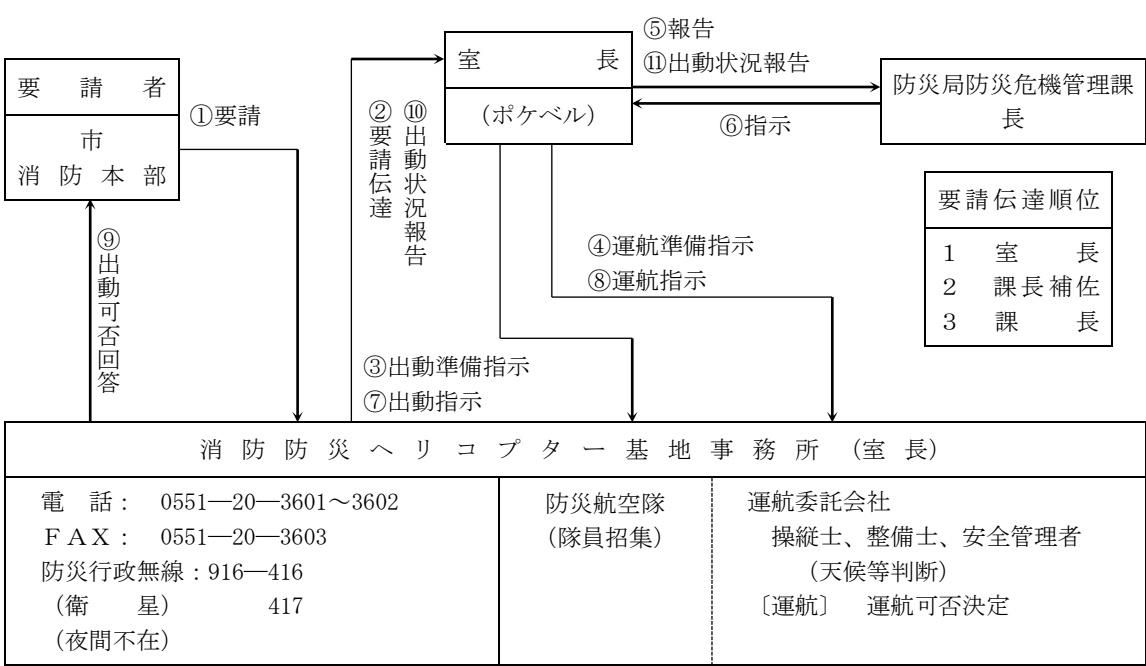
別表 1

緊急運航連絡系統図

1 緊急運航連絡系統図



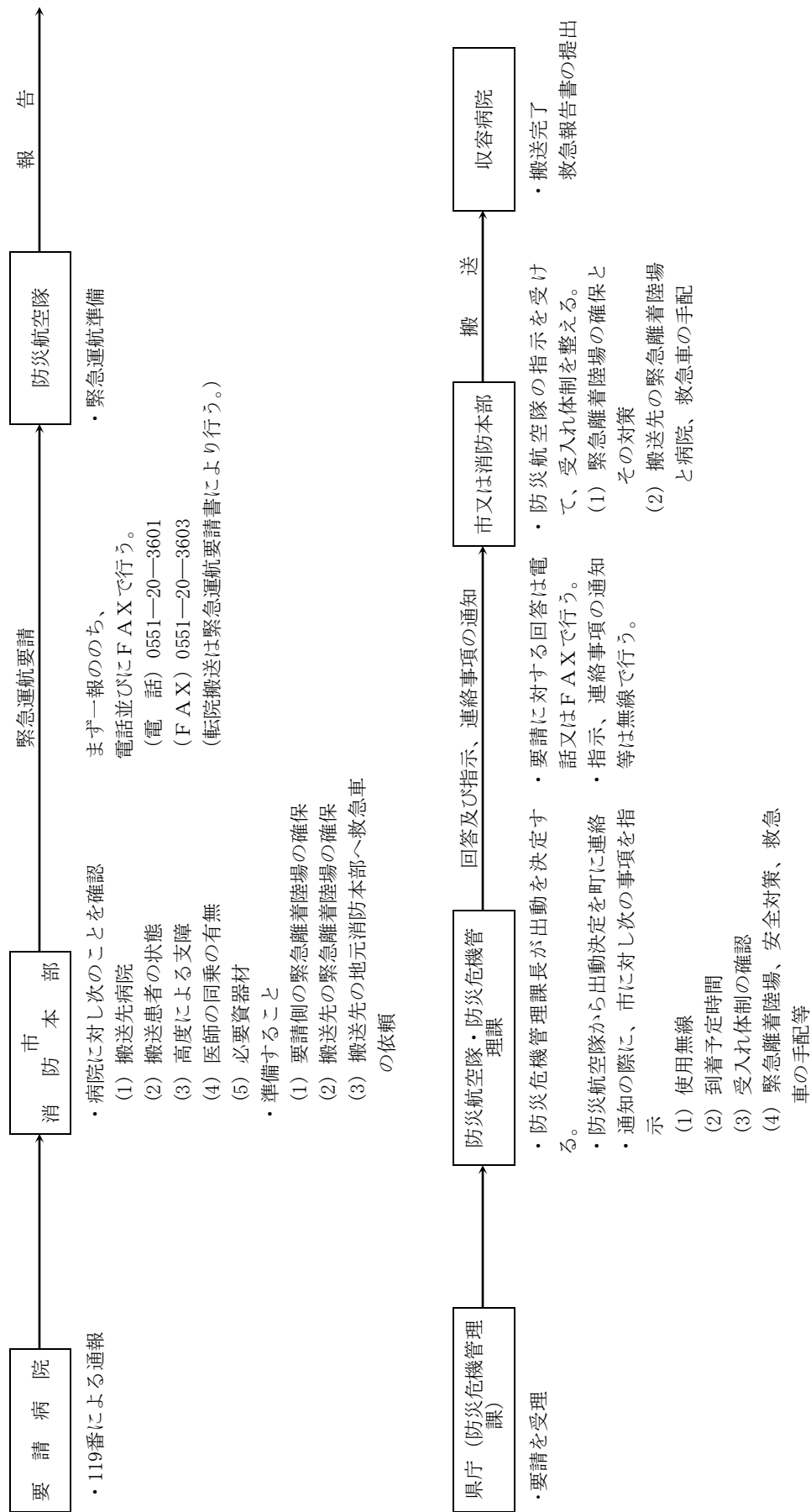
2 土・日・祝日緊急運航連絡系統図



(夜間の場合) 災害等が発生し、翌朝日の出とともに運航を希望する場合は、災害等の状況を室長に連絡し、室長は関係者に連絡する。

別表 2

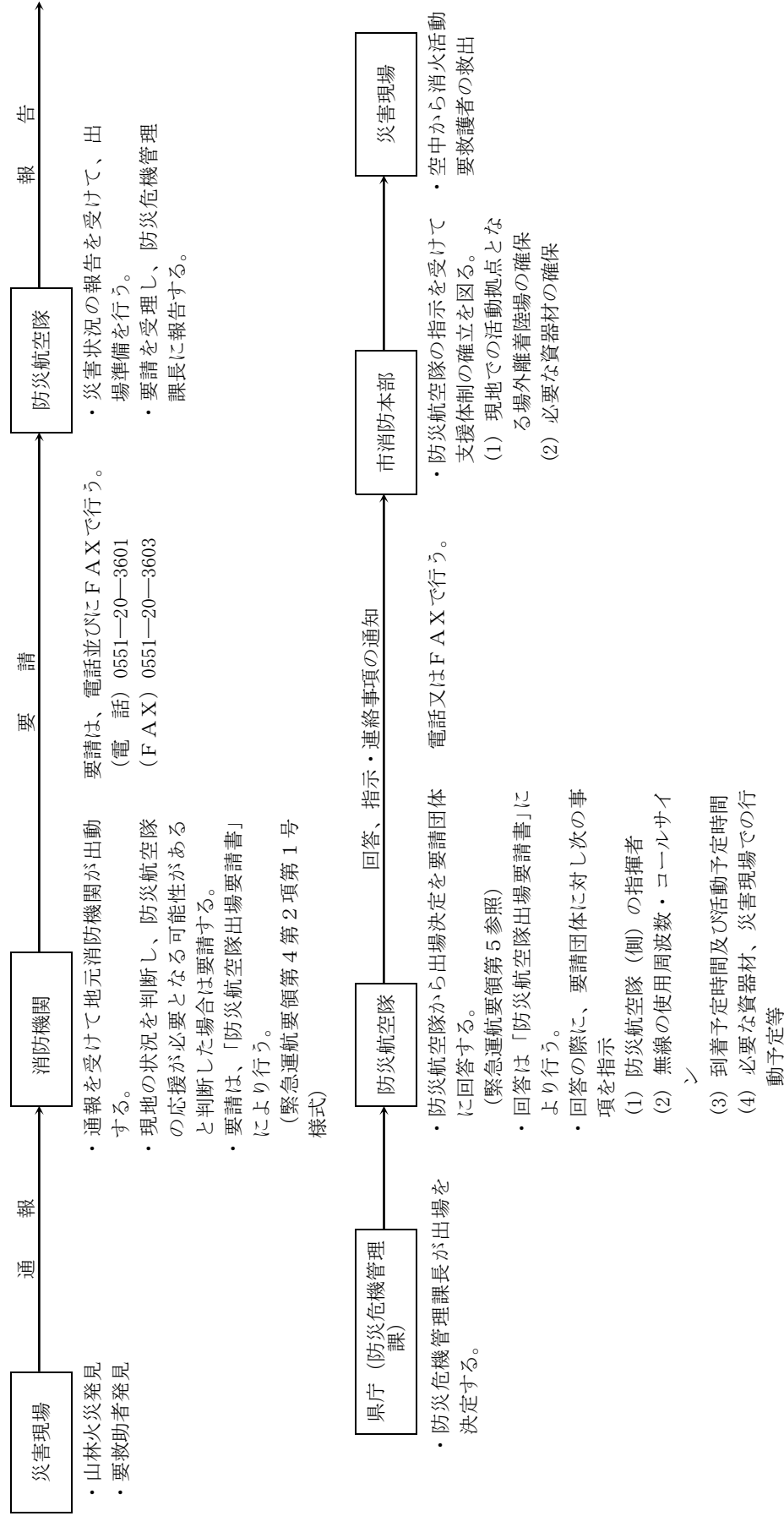
救急搬送の流れ（転院搬送の場合） ※医師の同乗が必要



別表 3

災害発生から応援出動までの流れ

(山林火災・人命救助の場合)



第10節 広報計画

災害発生のおそれがある場合及び災害発生時において、広報活動を通じて住民に正確な情報を周知し、民心の安定を図るとともに、報道機関に対しても、迅速な情報の提供を行うものとする。なお、平時から全ての住民に広報が伝達されるようその手法について検討に努めるものとする。

第1 実施機関

災害時の広報活動は、企画部において行う。ただし、災害の状況に応じて各部及び消防団その他の機関において実施する。また、勤務時間外に突発的大災害が発生し緊急を要する災害情報は、関係部において積極的に関係機関への通報に努め、事後、企画部に報告する。

第2 広報の方法

市防災行政放送、CATV、エフエムふじごこ、広報車、電話等を通じ、また市ホームページ、インターネット（ヤフージャパン）、エリアメール、CATVデータ放送、Lアラート及び防災アプリ等により迅速に広報を行うものとする。また、被害の概要、応急対策の実施状況等については、広報紙やチラシの配布、掲示板への掲示を通じて周知するものとする。

また、市は、必要に応じ発災後速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話等を備えた窓口を設置し、人員の配置等体制の整備を図る。

資料編 ・ 市防災行政放送設置状況（P41）

第3 広報資料の収集

災害情報の収集は、本章第6節「被害状況等報告計画」によるものとするが、災害対策本部は災害の状況に応じて取材班を編成し、取材等を行う。

災害現場写真等の資料は、関係部等が撮影したものを収集する。また、必要により、民間人、関係機関からの資料提供を受ける。

第4 広報内容

広報は、本部員班が、おおむね次の事項に重点をおいて行うものとする。

なお、広報を行うに当たっては、関係機関等の協力を得て、市防災行政放送、有線放送、広報車等により被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報の適切な提供に努めるとともに、障害者・高齢者等の要配慮者や外国人に対しても適切な広報に努めるものとする。

- (1) 災害時における住民の心構え
- (2) 避難の指示事項
- (3) 災害情報及び市の防災体制
- (4) 被害状況及び応急対策実施状況
- (5) 被災者に必要な生活情報
- (6) 一般住民に対する注意事項
- (7) その他必要な事項

第5 報道機関に対する放送要請

市長は、利用できるすべての通信の機能が麻痺したとき、又は普通の通信方法では間に合わないときは、「災害時における放送要請に関する協定」で定めた手続により、放送局に放送を要請できる。放送要請は、県を窓口として依頼することができる。ただし、県を通じて放送要請を求めるいとまのないときは、市長は直接放送局に対して放送要請を求めることができる。

資料編	・ 県と県内放送局との間の放送要請に関する協定先一覧 (P32)
	・ 放送局への放送要請様式 (P97)

第6 災害用伝言ダイヤル・伝言板の周知

災害発生時には、電話がつながりにくい場合でも、被災者が家族などに安否等を伝えることができる「災害用伝言ダイヤル171」や「災害用伝言板」をN T Tや携帯電話各局において開設するので、活用方法を広報紙への掲載、市役所、避難所等への掲示等により、住民に周知を図るものとする。

第 1 1 節 災害救助法の適用計画

災害救助法が適用される場合の基準及び適用手続き等について定める。

第 1 基本方針

市における被害が災害救助法の適用基準に該当し、又は該当すると見込まれる場合は、知事に対し、同法の適用を要請し、必要な救助を実施する。

災害発生後、迅速に災害救助法が適用され、救助活動が円滑に実施できるように、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口について明確にし、併せて、担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等によって熟知を図る。

第 2 災害救助法の適用基準

災害救助法及び同法施行令の定めるところによるが、本市における適用基準はおおむね次のとおりである。

- 1 本市の住家の滅失した世帯数の数が、次の世帯数以上であること。

人 口	住家が滅失した世帯の数
50,000人以上100,000人未満	80世帯
30,000人以上50,000人未満	60世帯

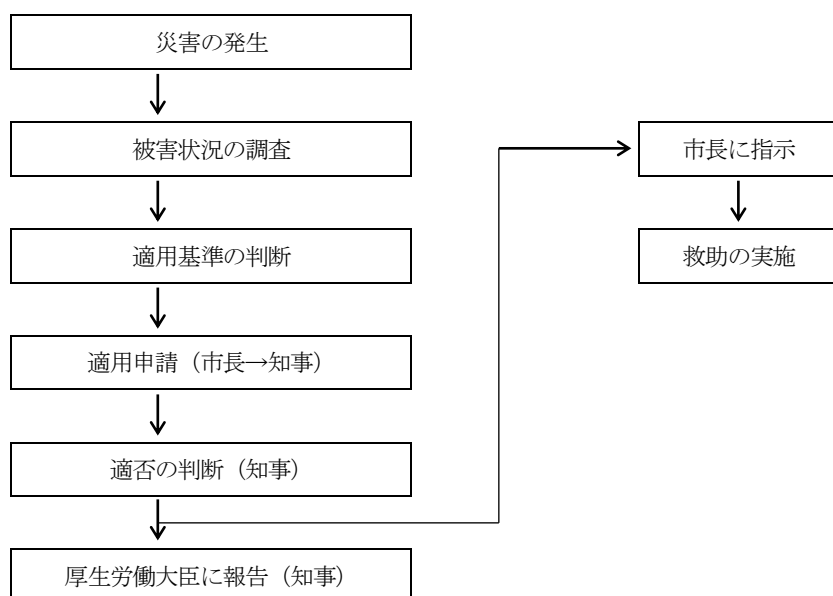
(注) 半焼、半壊等は滅失世帯の2分の1、床上浸水等は3分の1として換算する。

- 2 同一災害により県下に1,000世帯以上の滅失を生じた場合で、本市の住家の滅失した世帯数の数が、上記世帯の2分の1であること。
- 3 被害世帯数が1又は2の基準に達しないが、県下で被害世帯数が5,000世帯以上に達した場合であって、市の被害状況が特に救助を必要とする状態にあるとき。
- 4 市の被害が1、2又は3に該当しないが、知事において特に救助を実施する必要があると認めた場合
- 5 被害の判定基準
 - (1) 災害救助法の適用基準という「住家の滅失」は、資料に掲げるとおりとする。
 - (2) 各関係機関との緊密な連携のもと被害の判定を適正に行う。

資料編 ・被害程度の判定基準等 (P93)

第 3 災害救助法の適用手続き

- 1 市長は、災害救助法の適用の必要があると認めたときは、知事に対し、その旨要請するものとする。
- 2 知事は、市長の要請に基づき、必要があると認めたときは、災害救助法を適用する。
- 3 知事は、災害救助法を適用したときは、市長及び県各部署に指示するとともに、防災関係機関に通知し、内閣府に報告する。
- 4 災害救助法の適用申請フロー



- (1) 市長は、被害状況の結果に基づき、災害による被害が災害救助法適用基準に該当する場合、又は該当すると予測される場合は、知事に対して、災害救助法の適用を申請する。
- (2) 市長は、災害の規模が大きく住家の滅失の判定に時間を要すると判断するときは、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。

第4 災害救助法の実施機関

災害救助法に基づく救助の実施は、知事がこれを行う。

ただし、知事には、迅速かつ適切な救助の実施を行うため必要があるときは、知事の権限に属する救助の実施に関する事務の一部を市長が行うこととすることができる。

この場合、知事は市長が行うこととする事務の内容及び当該事務を行う期間を市長に通知するとともに、物資や土地の収用等に係る事務の一部を市長が行うこととした場合は直ちにその旨を公示する。

第5 役割分担

応 急 対 策 項 目		担 当	分 担 内 容
1 災害救助法の適用	実施機関	知 事	法定受託事務として災害救助法による救助を行う。
		市 長	災害発生の都度、知事からの通知に基づき、救助を行う。
	経 費 の 支 弁、負担	県	救助に要する費用を負担弁償する。
		国	災害救助費が100万円以上となる場合、当該災害救助費の額に応じ負担する。
2 被害の判定		市	被害の判定を「被害程度の判定」により適正に行う。
3 災害救助法の適用申請		市 長	知事に対して、災害救助法の適用を申請する。 住家滅失判定に時間を要する場合、被害の概況報告結果等により、災害救助法の適用見込みを報告する。 災害救助法が適用された場合は、各部長にその旨を通知する。
4 救助の実施		市	災害救助法の範囲内で救助を実施する。
5 救助活動の記録と報告		市	救助の実施状況を取りまとめ、市長に報告する。
		市 長	本市の救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

第6 災害救助法による救助の種類

- (1) 収容施設（応急仮設住宅を含む。）の供与

- (2) 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- (3) 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- (4) 医療及び助産
- (5) 災害にかかった者の救出
- (6) 災害にかかった住宅の応急修理
- (7) 生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
- (8) 学用品の給与
- (9) 埋葬
- (10) 死体の搜索及び処理
- (11) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去

資料編 ・ 災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表 (P19)
--

第7 災害救助法による救助

1 避難

災害救助法が適用された場合の避難所の開設については、同法とその運用方針によるものとし、その概要は、資料編「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表」に掲げるほか、次のとおりとする。

(1) 避難所収容対象者

現に被害を受け、又は被害を受けるおそれがある者

(2) 避難所

学校、公会堂、公民館、神社、寺院、旅館等の既存の建物又は野外に設置した仮設物等

(3) 避難所開設の方法

ア 既存の建物を応急的に整備して使用するか、適当な施設を得難いときは、野外に仮設物を又は天幕を借り上げ開設する。

イ 災害の状況により、市で処理が困難なときは、隣接市町村へ収容を委託する。

ウ 公用令書により土地建物を強制的に使用するときもある。

エ 避難所の開設期間

災害発生の日から7日以内とするが、やむを得ないときに限り、内閣府に協議し、その同意を得た上で最小限の期間を延長できる。

(4) 避難所開設のための費用

1人1日当たり330円以内

2 応急仮設住宅の供与及び住宅の応急修理

(1) 応急仮設住宅の供与

ア 応急仮設住宅供与の対象者

(ア) 住宅が全壊、全焼又は流出した者

(イ) 居住する住家がない者

(ウ) 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

イ 応急仮設住宅の種類

(ア) 建設型仮設住宅

a 敷地

原則として、公用地を利用する。

b 規模

地域の実情、世帯構成等に応じて設定する。

c 費用

設置に係る原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費、建築事務費等の一切の経費として、1戸当たり571万4千円以内の額とする。

d 着工期限

災害発生の日から20日以内に着工する。

e 供与期間

2年以内とする。

(イ) 賃貸型仮設住宅

a 規模

世帯の人数に応じて、建設型仮設住宅に準ずる。

b 費用

家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険料その他の民間賃貸住宅の貸主又は仲介業者との契約に不可欠な費用とし、その額は、地域の実情に応じた額とする。

c 供与期間

2年以内とする。

d その他

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

(2) 被災した住宅の応急修理

ア 応急修理の対象者等

基 準	費 用	応急修理の期間	修 理 の 規 模	備 考
・災害のため住家が半壊（焼）し、自らの資力では応急修理をすることができない者 ・大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	1戸当たり 595千円以内	災害発生の日から1カ月以内	居室、炊事場、便所等日常生活に必要最小限度の部分	現物をもって行う
半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯	1世帯当たり 300千円以内			

(3) 民間賃貸住宅を活用した応急仮設住宅の供給

被災者や被災状況及び民間賃貸住宅の供給戸数を勘案し、建設型との供給の調整を行い、民間賃貸住宅の借り上げによる応急仮設住宅の供給を行う。

① 応急仮設住宅供与の対象者

a 住宅が全壊、全焼または流失した者

b 居住する住家がない者

c 自らの資力をもってしても住宅を確保できない者

② 供与期間

2ヵ年以内とする。

3 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供給

(1) 食品の給与

ア 給与を受ける者

(ア) 避難所に収容された者

(イ) 住家が全焼、全壊、流失、半焼、半壊又は床上浸水等で炊事のできない者

(ウ) その他滞留者等給付を必要と認められる者

イ 給与できる食品

直ちに食すことのできる現物

ウ 給与の期間

災害発生の日から7日以内。ただし、大規模な災害のときは、厚生労働大臣に協議し、その同意を得た上で必要最少限の期間を延長できる。

エ 費用

1人1日1,160円以内（主食費、副食費、燃料費、雑費）

(2) 飲料水の供給

ア 対象者

災害のために、現に飲料水を得ることができない者

イ 支出できる費用

給水及び浄水に必要な機械及び燃料費並びに薬品及び資材費のほか、水の購入費（真にやむを得ない場合）とし、当該地域における通常の実費

ウ 飲料水供給の期間

災害発生の日から7日以内

4 生活必需品の給与又は貸与

(1) 給与（貸与）を受ける者

ア 全焼・全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水の被害を受けた者

イ 被服・寝具その他生活上必要な最小限度の家財を失った者

ウ 生活必需物資がないため、直ちに日常生活を営むことが困難な者

(2) 給与（貸与）の期間

災害発生の日から10日以内

(3) 給与（貸与）費用の限度額

（単位：円）

区 分	季 別	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人 を増すごとに 加算する額
全 壊 全 焼 流 失	夏（4月～9月）	18,800	24,200	35,800	42,800	54,200	7,900
	冬（10月～3月）	31,200	40,400	56,200	65,700	82,700	11,400
半 壊 半 焼	夏（4月～9月）	6,100	8,300	12,400	15,100	19,000	2,600

床上浸水	冬（10月～3月）	10,000	13,000	18,400	21,900	27,600	3,600
------	-----------	--------	--------	--------	--------	--------	-------

5 医療及び助産

(1) 医療

ア 医療を受ける者

災害のため医療の方途を失った者で、医療を必要とする状態にある者

イ 医療の方法

救護班によって行うことを原則とする。

ウ 医療の範囲

（ア）診療

（イ）薬剤又は治療材料の支給

（ウ）処置、手術その他の治療及び施術

（エ）病院又は診療所への収容

（オ）看護

エ 費用の限度額

救 護 班	使用した薬剤、治療材料、医療器具の修繕費等の実費
病 院 又 は 診 療 所	国民健康保険の診療報酬の額以内
施 術 者	その地域における協定料金の額以内

オ 医療の期間

災害発生日から14日以内

(2) 助産

ア 助産の対象者

災害発生日以前又は以後7日以内に分娩した者で、災害のため助産の方途を失った者（死産及び流産を含む。）

イ 助産の範囲

（ア）分べんの介助

（イ）分べん前後の処置

（ウ）必要な衛生材料の支給

ウ 助産の方法

救護班及び助産師によるほか、産院又は一般の医療機関によってもよい。

エ 費用の限度額

（ア）使用した衛生材料及び処置費（救護班の場合を除く。）等の実費

（イ）助産師の場合は、その地域の慣行料金の8割以内

6 救出

(1) 救出を受ける者

ア 災害のため、現に生命、身体が危険な状態にある者

イ 災害のため、生死不明の状態にある者

(2) 費用の範囲

救出のための機械器具の借上費、修繕費、燃料費等の経費

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内

7 障害物の除去

(1) 対象

ア 当面の日常生活が営み得ない状態にあること。

イ 日常生活に欠くことのできない場所に運び込まれた障害物の除去であること。

ウ 自らの資力をもってしても障害物の除去ができないこと。

エ 住家は、半壊又は床上浸水であること。

(2) 実施期間及び費用の限度額

実 施 期 間	費用の限度額	備 考
災 害 発 生 の 日 か ら 1 0 日 以 内	市町村内において障害物の除去を行った1世帯当りの平均が137,900円以内	ロープ、スコップ等除去に必要な機械器具の借上費、輸送費及び人夫賃等

8 死体の搜索、処理、埋葬

(1) 死体の搜索

ア 搜索を受ける者

行方不明の状態にあるもので、四囲の事情により既に死亡していると推定される者

イ 搜索期間

災害発生の日から10日以内

ウ 費用

搜索のための機械器具の借上費、修繕費及び燃料費等

(2) 死体の処理

ア 処理を行う場合

災害の際死亡した者について、通常埋葬の前提として行うもの

イ 処理の方法

救助の実施機関が現物給付として死体の洗浄、縫合、消毒、死体の一時保存、検案等を行う。

ウ 処理期間

災害発生の日から10日以内

エ 死体処理に要する費用の限度

区 分	限 度 条 件
洗 浄 、 縫 合 、 消 毒	死体1体当たり3,500円以内
死 体 の 一 時 保 存	既存建物利用の場合は通常借上料 既存建物が利用できない場合、1体当たり5,400円以内
検 案 の 費 用	救護班の活動として行われる場合は費用を必要としないが、救護班でない場合はその地域の慣行料金とする。

(3) 死体の埋葬

ア 死体の埋葬を行うとき

(ア) 災害時の混乱の際に死亡した者であること。

(イ) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合

イ 埋葬の方法

救助の実施機関が現物給付として行う応急的な仮葬で、土葬でも火葬でもよい。

ウ 埋葬の期間

災害発生の日から10日以内

エ 費用の限度額

大 人 (12歳以上)	小 人 (12歳未満)	備 考
1 体当たり215, 200円以内	1 体当たり172, 000円以内	棺、骨壺、火葬代、人夫賃、輸送費を含む。

9 学用品の給与

(1) 給与を受ける者

住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）、又は床上浸水により、学用品を喪失又は毀損し、就学上支障を生じている小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒

(2) 給与の品目、期間及び費用

品 目	期 間	費 用 の 限 度 額
教科書・教材	災害発生の日から1カ月以内	教育委員会届出又はその承認を受けて使用している教材実費（小学校児童及び中学校生徒） 正規の授業で使用する教材実費（高等学校等生徒）
文 房 具	災害発生の日から15日以内	小学校児童 1人当たり 4, 500 円以内 中学校生徒 1人当たり 4, 800 円以内 高等学校等生徒 1人当たり 5, 200円以内
通 学 用 品	災害発生の日から15日以内	

10 輸送

(1) 輸送及び移送の範囲

災害救助法による救助実施のための輸送については、次の範囲とする。

ア 被災者を避難させるため、市長及び警察官等避難指示者の指示による避難のための移送

イ 重傷患者及び救護班の仮設する診療所への患者の移送

ウ 飲料水の輸送及び飲料水確保のための必要な人員、機械、器具、資材の輸送

エ 被災者に支給する被服、寝具その他生活必需品、炊き出し用食料、薪炭、学用品及び救助に必要な医療衛生材料、医療品等の輸送

オ 死体搜索及び死体処理のための輸送

(2) 輸送の期間

輸送の期間は、それぞれ救助の実施が認められている期間以内

救助の実施が認められる場合	そ の 期 間	備 考
被災者の避難	定めていないが1日ぐらい	
医療 助産	災害発生の日から14日以内 分べんした日から7日 //	

被災者救出給 飲料水の供給	災害発生の日から3日〃 〃 7日〃	
物資の輸送配分	〃 15日〃 〃 1箇月〃 〃 10日〃 〃 7日〃 〃 14日〃	(教科書以外の学用品) (教科書) (被服、寝具) (食料、調味料) (医薬品)
死体の捜索	〃 10日〃	
死体の処理	〃 10日〃	

(3) 輸送のための経費の限度額

輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

資料編 ・災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償一覧表 (P19)

第8 救助活動の記録と報告

- 1 所管する救助の実施状況を定められた書類、帳簿等に取りまとめ、市長に報告する。
- 2 市長は、救助の実施状況を取りまとめ、知事に報告する。

資料編 ・各種救助に係る様式 (P98)

[illegible]